

令和2年第1回ニセコ町議会定例会 第1号

令和2年3月10日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和2年度町政執行方針
- 6 令和2年度教育行政執行方針
- 7 請願第 1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願
(請願者/医療法人ニセコ医院 河合貴之 紹介議員 高木直良)
- 8 請願第 2号 開発規制見直しに関する請願書
(請願者/ニセコ町まちづくり研究会 山田友理子 紹介議員 高木直良 斉藤うめ子)
- 9 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 10 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 11 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 14 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 15 議案第 1号 指定管理者の指定について(ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」)
(提案理由の説明)
- 16 議案第 2号 指定管理者の指定について(ニセコ町学習交流センター)
(提案理由の説明)
- 17 議案第 3号 第5次ニセコ町総合計画の変更について
(提案理由の説明)
- 18 議案第 4号 財産の無償譲渡について

- (提案理由の説明)
- 1 9 議案第 5 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 0 議案第 6 号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 1 議案第 7 号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 2 議案第 8 号 ニセコ町使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 3 議案第 9 号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 4 議案第 1 0 号 ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 5 議案第 1 1 号 ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 6 議案第 1 2 号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 7 議案第 1 3 号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 8 議案第 1 4 号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 9 議案第 1 5 号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 3 0 議案第 1 6 号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 3 1 議案第 1 7 号 令和 2 年度ニセコ町一般会計予算
(提案理由の説明)
- 3 2 議案第 1 8 号 令和 2 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 3 3 議案第 1 9 号 令和 2 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 3 4 議案第 2 0 号 令和 2 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 3 5 議案第 2 1 号 令和 2 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)

36 議案第22号 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算
(提案理由の説明)

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	菊地博
学校教育課長	前原功治
町民学習課長	佐藤寛樹
学校給食センター長	富永匡
幼児センター長	酒井葉子

農業委員会事務局長 山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐 竹 祐 子
書 記 中 野 秀 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、浜本和彦君、7番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの9日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和元年度定例監査の結果報告、靖国神社国営化阻止道民連絡会議ほかから日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について、子ども医療費無料化を求める北海道ネットワークから「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書についてをそれぞれ受理していますので、報告します。

その内容は、別紙のとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第1回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

コロナウイルス等大変な時期であります、また定例会の会期中よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、行政報告。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書をお開きいただきたいと思います。まず、総務課の関係であります、1として北海道オリパラの会、常任幹事会、総会がそれぞれ記載のとおり開催されております。

その下、2として羊蹄山ろく消防組合町村長会議が12月4日と3月3日、それぞれ開催されております。この3日の中で、現在羊蹄山ろく消防組合は一部事務組合として運営しておりますが、自賄い方式という形で北海道独特の運営をされているというのが実態でありまして、その中で現在人事については本部一括採用でそれぞれ人事行われておりますが、新入隊員、消防学校等に入学の場合はそれぞれの町村が負担をするということになっておりまして、これはそもそもおかしいというふうに私は思っておりますので、この新入隊員の消防学校に入るこういった研修経費については本部経費として一括して全体の中で進めるべきだということを主張というか、意見を述べさせていただいたところであります。また、この会議の中で、羊蹄山麓地域において新型コロナウイルス等の疑いを持った搬送者等がないかどうかの確認をさせていただいて、消防長からは現在そういう疑似的なものについても羊蹄山ろく消防組合の中では一切ないというような返答をいただいたところでございます。

その下、一番下であります、4として表彰審議会の開催ということで、12月11日、ニセコ町特別功労者、功労者の表彰等の審議をいただいたところでございます。

次、2ページ目であります、5としてニセコ町功労者表彰式、その下にあります1月6日、6として新年交礼会の席上で、ニセコ町表彰条例に基づく功労者等の表彰をさせていただいております。議会あるいは前議会議長として大変ご活躍された高橋守様、同じく議会議員としてご活躍の竹内正貴様、それから民生委員として活躍されました大道政彦様、ニセコ町教育委員会教育委員長としてご活躍されました日野浦あき子様、それから民生委員児童委員としてご活躍いただきました佐々木涼子様、この5名にそれぞれ表彰状をお渡しさせていただいたところであります。

以下、その下、6として新年交礼会、記載のとおりとなっております。

ずっと下のほうへ行っていただきまして、9として羊蹄山麓町村長会議、1月29日、記載のとおり、新型コロナウイルスの関係についての情報共有ということで開催されているところであります。

その下、10として後志町村会の定期総会が2月10日、倶知安町でありまして、泊村長の退任に伴って、ニセコ町長が後志町村会の幹事ということで選任を受けております。

次、3ページ目おめくりいただきまして、11として令和元年度第5期ニセコ町少年消防クラブ修了式が2月15日に行われております。

その下、飛んで、13として土地の寄附ということで、記載のとおり6,140平方メートル、字絹丘の山林であります、ご寄附をいただいたというところであります。

4ページ目であります、一番上の14の防災士の資格取得であります、現在防災士の有資格者が役場職員4名ということになっておりまして、今後毎年1人か2人ずつ、こういった資格を増やしていきたいというふうに考えております。

4ページ目の後段、下のほうであります、17として泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告について、12月23日、泊原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第9条の規定に基づく定期的な評価結果の報告がありました。また、24日、泊発電所放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値が誤っていたということについて、これについて説明に来ております。以下、2月3日以降、記載のとおり5ページ目まで、それぞれ情報共有等の関係が書かれております。

5ページ目の中段であります、18として原子力災害特別措置法第32条に基づく立入検査について、12月10日、記載のとおりとなっております。

またその下、19として泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に基づく立入調査が1月16日、記載のとおり行われております。

以下、北海道関連を含めた災害関係の諸会議は、記載のとおり5ページ目後段となっております。

次に、6ページ目上段であります、22として令和元年度緊急環境放射線モニタリング訓練（総合コース）ということが1月30日、ニセコ町役場において、チームワークの形成やこういった面での情報共有についての訓練が行われております。

その下、23として令和元年度北海道原子力防災訓練（意思決定訓練）が2月6日行われております。内容につきましては記載のとおり。

また、24番目におきまして、2月13日、これらの実動訓練が行われております。

下のほうであります、26として北海道放送（HBC）と共催によるニセコ町防災セミナーを2月22日、ニセコ町民センターで開催してありまして、気候変動の基礎知識とニセコ町への影響ということで、HBCの気象キャスター、アナウンサーとしてご活躍の近藤肇さんにご講演をいただいております。また、その後2部として、台風19号の被害に伴って長野県佐久市への災害応援をニセコ町で行っております、これらの経緯、それから自主防災組織はなぜ必要かということで3部でも防災専門官による講演と意見交換がなされたところであります。

次、7ページ目おめくりいただきまして、上段、27として新型コロナウイルス拡大に伴う危機管

理対策本部の設置ということで、2月25日、不測の事態が発生したときの初動を容易にし、その後の各種対策に万全を期し、町民の皆さんの安心、安全を確保するため、町長を本部長とする7班に分けての業務分担をした危機管理対策本部を立ち上げてございます。また、これらを受けて、住民の皆さんへの感染予防、あるいは各施設の予防確認等を行ってきたところでもあります。特に2月27日におきましては、ホームページとラジオニセコ等を含めて周知をさせていただいて、各公共施設における中学生以下の入場制限をさせていただいたということと、3月3日においては北海道知事が、鈴木知事が表明した緊急事態宣言に基づきまして各公共施設の閉鎖等も含めたお願いをしたところでございます。

その下、企画環境課の関係であります、1として後志広域連合の開催状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

一番下のほうで、3として第4回後志広域連合会議が2月10日、倶知安町で開催されております。

2として後志総合開発期成会、それぞれ担当者等の会議が記載のとおりとなっております。

8ページ目を御覧いただきまして、3としてようてい・西いぶり地域広域連携会議、それぞれ記載のとおり会議が開催されております。

(3)としてようてい・西いぶり広域連携会議周遊スタンプラリーの実施状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

その下、4として北海道新幹線及び高速道路の建設促進についてということで、2月10日に幹事会が行われ、それから2として北海道新幹線トンネル工事、町民の皆さんの見学会を2月1日に機構の皆さん等のご協力を得て、ニセコ町字宮田の北海道新幹線の昆布トンネル宮田工区において行っております。また、以下勉強会等、記載のとおりとなっております。

次、9ページ目をおめぐりいただきまして、上段、4として新幹線羊蹄トンネル掘削に伴う発生土の受入れ地についてのことを記載しております。これらの対象トンネルは、羊蹄トンネル有島工区、これは照覚寺近くの真狩川の東側です。市街地側のところからニセコビュープラザの周辺の地下を通りまして、旧じん芥処理場、羊蹄に元あった古いじん芥処理場の近くから倶知安町側に尻別川を越えて入っていくというトンネルでありまして、令和2年夏から令和6年3月までの掘削期間の予定のものであります。発生土量が約50万立方メートルということで、現在これらの搬入土の土置場につきましては一般廃棄物最終処分場近隣町有地の中にとということで現在計画を進めさせていただいているところでもあります。羊蹄トンネル有島工区掘削作業で発生する土を一般廃棄物最終処分場近接の町有地に受入れをし、同時に将来の公共的用地として利用したいということで現在協議を進めているというような状況であります。

9ページ目の後段であります、6として小・中学生まちづくり委員会、「ニセコのミライ」ということで、世界に誇るニセコの町を自分たちの手でつくろうということでこれまでワークショップ等を行ってきたところでもあります。1月10日にはニセコ町の宮田工区のトンネル見学というのを行っております。

また、その下、7として第5次ニセコ町総合計画見直し作業ということで、委員の皆さんには大変なご努力をいただきまして作業をしていただいたというような状況でございます。

10ページ目であります、(2)として第188回町民講座「総合計画と総合戦略」ということで、町民センターにおいて開催させていただいたところでもあります。

その下、8として国際交流事業の実施状況ということで、様々なイベント等をしていただいております、特に8の中ほどに絵本ワールド、1月25日、町民センターで開催されておりますが、毎年多く、また多くの人たちが期待している絵本ワールドになってきているのではないかというふうに思います。また、その下以下、中国語、英語、それから日本語の教室等も、ずっと11ページ目中段まで記載のとおりとなっております。

また、中ほどで日本語講師のボランティア養成講座、外国人へ日本語を教えられる人材を育成するという講座も開催させていただいているところでもあります。

その下、ニセコ小学校や近藤小学校での多言語の読み聞かせなども開催されているところでもあります。

次、12ページ目を見ていただきまして、最近こういった語学の講習会、そういう要望が強いわけですが、記載のとおり、これまで申し上げましたとおり、かなり国際交流員によって多様な講座が行われ、12ページの上段にもありますとおり、インターナショナルマンデーということで、毎週月曜日、こういった英語に触れ合う機会も設けさせていただいているというような状況であります。

中ほど、(4)としてJICAの視察受入れを行っているところでもあります。

また、その下、9として、令和元年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

13ページ目をおめぐりいただきますと、一番上段、10としてニセコ周遊バスの運行状況ということで、昨シーズン運行していたニセコ周遊バス及びニセコ町内スキーバスを統合整理し、今年度、この冬シーズンは下記のとおり運行ということで記載のとおりとなっておりますが、12月21日から令和2年2月29日まで、それから早朝便であります3月29日までの土日祝日、冬休み、春休みの一部運行ということになっておりまして、運賃は1乗車500円、小学生以下半額、乳幼児無料ということでありますが、町民につきましては無料パスを提示ということで、無料パスの発行はそれぞれの公共施設で行っておりまして、2月末現在279名の方が無料パスを利用されているというような状況であります。乗車数等につきましては、記載のとおりとなっております。

その下、11としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票について、記載のとおり寄附を受けております。2月25日現在の基金残が5,285万1,000円ということになっておりまして、14ページ目上段にふるさと住民票の登録者数、いわゆる関係住民と言われる人数であります、60名がご登録をいただいているというような状況でございます。

その下、12として自治創生総合戦略の策定ということで、(1)、第10回自治創生協議会が1月20日開催され、ニセコ町自治調整本部会議が12月20日、それから1月24日、それぞれ記載のとおり開催されております。

また、一番下であります、(3)として第188回まちづくり町民講座、これ重複掲上させていただいておりますけれども、この面でも意見交換をさせていただいたということでもあります。

次に、15ページであります。自治創生の会議、上段のほうの各会議、それから地方創生の勉強会等、記載のとおりとなっております。

13としてSDGsに係る取組についてということで、(1)としてニセコ町SDGsモデル事業推進協議会の開催ということで、それぞれ記載のとおり、テストマーケティングの状況であるとか、あるいは事業主体となるべきまちづくり会社、あるいはモデル地区の基本設計等について意見交換を1月15日、2月25日、そしてまたその下、第187回まちづくり町民講座ということで1月15日、それぞれ開催させていただいたところでもあります。

また、16ページ目であります。これらを「広報ニセコ」でお知らせするとともに、これらの説明会の模様は、(4)に記載しておりますが、逐次動画配信ということで、どなたでもインターネット等を通じて御覧いただけるという状況になっておりますので、機会があれば多くの皆さんにもどんな形で動いているかということをご確認いただければありがたいというふうに思っております。

中ほど、(5)としてニセコ高校でのSDGsについての特別授業の開催ということで、12月10日、11日、地域おこし協力隊の方に講師をいただいてそれぞれ勉強会やっているというような状況でありまして、またその下、SDGsに関する職員研修も行われたところでもあります。

(7)としてSDGsに関する視察の受入れということで、14団体149名の皆さんを受入れしているところでもあります。

また、(8)として2020SDGs高校生未来会議の運営会議が記載のとおり開催されております。

次、17ページ目をおめぐりいただきまして、14としてShiriBeshi留学、通称ニセコ留学というふうに言われておりますが、これの地域交流プログラムの一環として2月19日にそれぞれ記載のとおりのような会合が行われております。

15番目、地域おこし協力隊募集フェア、JOIN移住・交流&地域おこしフェア、1月26日、東京ビッグサイトで開催されておりまして、相談件数が22名の皆さんが相談に来られているような状況でございます。

その下、16として2020年度地域おこし協力隊の募集及び応募状況ということで、経過は記載のとおりとなっておりますが、これまで5人の方の選考が済みまして、令和2年の5月1日に着任予定で現在事務作業が進められているというような状況でございます。

また、17番目、現役地域おこし協力隊継続活動評価会が2月28日行われております。

次、18ページ目でございますが、18としてニセコ中央倉庫群の利用状況ということで、利用件数、そして利用者が延べ1万4,959名ということで、中央倉庫関係者皆さんのご尽力によりまして相当多くの皆さんが現在中央倉庫をご利用いただいているというような状況でございます。

次、19ページ目であります。19としてニセコ中央倉庫群でのキッズパークの試行実施ということで、令和2年1月4日から10日まで、NPO法人ニセコミライサポート隊が中央倉庫群で冬期間の子どもの遊び場確保のため、室内空間開放事業キッズパークを開催してまいりました。その後利用者から多数の継続開催要望があり、中央倉庫群が主催となり、NPO法人ニセコミライサポート隊と連携の上、継続実施ということで記載のとおりとなりまして、2月、3月の毎週日曜日、

計8回を予定しておりましたが、残念ながら今回のコロナウイルス関連の感染予防のため、3月開催分は中止ということになってございます。

その下、20として中央倉庫群関係者の皆さんの連絡会議が開催されております。

また、21、ニセコ町クールチョイス普及促進についてということで、記載のとおりそれぞれの広報活動等が行われているというような状況であります。

22としてニセコ町地域エネルギー利活用検討協議会の開催及び委員訪問ということが行われ、20ページ目に第4回ニセコ町地域エネルギー利活用検討協議会の開催ということで、これは関連ありますので、SDGsモデル事業推進協議会の合同開催ということで実施をしているところであります。

その下、(3)として地熱資源に関する説明会、第3回協議会を兼ねて2月17日、蘭越町民センターで記載のとおり開催されております。

23番目として、第189回まちづくり町民講座、気になる！「地域エネルギー会社」のゆくえについてということで、2月25日開催されております。

その下、24番目、コミュニティFM事業の実施状況ということで、防災ラジオの配布状況、トータルで現在2,662台が町民の皆さんに貸し出されているというふうな状況であります。

次に、21ページ目であります。25としてニセコ町まちづくり懇談会の開催状況ということで、記載のとおりでありまして、トータルで194名の皆さんにご出席をいただいたところであります。

その下、28として行政視察の受入れ状況、記載のとおりとなっております。

次に、税務課の関係であります。町税の収納実績、記載のとおり表として記載しております。これまで予算額8億2,038万2,000円に対しまして収入額が9億306万3,000円ということで、8,268万1,000円がいわゆる予算に対しての頂いている留保額ということに2月末現在なるというような状況であります。

次に、23ページ目であります。町民生活課の関係であります。1として町民センターの利用状況、それから2として住民基本台帳ネットワークの運用状況、3として一般廃棄物の収集の状況は記載のとおりとなっております。

次に、24ページ目であります。4として羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会、2月3日開催されてありまして、この中で2点のことが確認されております。1点目が羊蹄山麓地域可燃ごみ処理業務委託の次の契約期間を令和2年から4年度の3か年とすること、それから2として委託料は税抜き38円、1キログラム当たりから44円に変更ということで、事業者さんとのやり取りにつきましては記載のとおり、経過として記載したところであります。

その下、5として羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が12月4日、それから3月3日、それぞれ開催されてありまして、3月3日の町村長会議におきましては、基本的には現有地に隣接する土地を購入し、新施設を建設する方向で調整すると、詳細の手続については倶知安町長である管理者において進めていただくということの確認がなされております。

その下、6として防犯対策であります。高齢者の皆さんの交通安全、防犯対策の世帯訪問等を12月6日に行っているところであります。

またその下、12月20日に併せて防犯協会の研修会と、それから25ページ目にありますとおり、終了後歳末特別警戒パトロールを行ったところであります。

以下、人権困りごと相談、あるいは8として無料法律相談会が記載のとおり開催されているところであります。

続きまして、26ページ目、保健福祉課の関係であります。社会福祉委員、民生委員の会が12月13日、2月20日、それぞれ開催されておきまして、13期の役員改選におきましては高屋清一会長、それから若山忠彦副会長が再任されております。

その下、2としてニセコハイツ等の入居状況、記載のとおりとなっております。ニセコハイツにおきましては50人中48名、きら里、グループホームにおきましては18人中16名が入所されているというような状況であります。

その下、3として年末年始子ども会の開催ということで、正月期におきましては子育てママの会がニセコ町の曾我活性化センターを活用して、観光関連に従事するお子さんたちを預かっていただいて、遊び場として提供いただいたということであります。こういった住民の皆さんの動きにつきましては町としても大変感謝をし、今後こういったものは継続するよう協議を進めていくということにしております。

その下、4としてニセコ福社会要望書の提出ということで、ニセコ町福社会から2月12日、福社会の経営状況について説明を受けるとともに、現在財政的に相当厳しいと、国の制度改正等によって厳しくなっている実情の説明があり、今後については財政支援を要請したいという要請を受けているところでございます。対応につきましては、今後協議をしながら、持続するような形の在り方を検討してまいりたいと考えております。

その下、5として国民健康保険審議会、12月4日に開催させていただきまして、令和2年度国民健康保険税の改正について審議をいただいたところであります。

以下、27ページ目であります。6として各種健康診査の実施状況、記載のとおり、それぞれ1歳6か月児や5歳児、乳幼児、それから対がん検診、それから各種相談等、記載のとおりとなっております。

後段の7として幼児食教室を12月19日、2月20日、それぞれ開催させていただき、28ページ目におきましては、虫歯予防ですとか、産後ケアの相談事業、精神障害者交流会、それから健康運動教室、地区巡回健康相談等をそれぞれ行っております。

28ページ目の13、倶知安厚生病院の旧棟改築整備ということで、これにつきましては議員皆様に倶知安厚生病院の改築整備構想につきまして資料をお渡しさせていただいているところであります。改築延べ床面積1万975平米が現行であります。これが整備後5,268平米となること、それから病床数は234床から199床になること、それから外来診療は19科で変更がないと、基本的には今までの病院機能を減らさないとか、損なわないようにということで相当工夫がなされてこれまで動いてきているというような状況でございます。

その次、29ページ目であります。14としてニセコ医院の入院対応についてということで、本年2月18日にニセコ医院から、入院患者の受入れについては令和3年3月をもって終了するというこ

とで連絡を受けております。また、外来の診療あるいは往診については今までどおりニセコ医院として診療するというので、ニセコ医院におきましては本町にとっても大変重要な医院であります。今後とも地域医療の要、本町医療にとって重要な施設ということで、また今後についてもいろんな相談、協議をしてみたいというふうに考えておりますが、特に2階部分につきましては有効利用等につきましてニセコ医院の院長先生とも検討協議をしてみたいというふうに考えているところであります。

その下、15として令和元年度地域包括支援センターの運営状況、記載のとおりとなっております。総合相談あるいは地域ケア会議、それぞれの記載のとおり行っているところであります。

また、(3)として介護予防事業、元気づくりモデル地区から始まって、すこやか健康教室、介護予防ボランティア養成講座、貯筋教室、30ページ目のほうであります。また、(4)として家族介護支援事業、それぞれ記載のとおり、あるいは(5)の認知症対策総合推進事業につきましては記載のとおりそれぞれ会議等行われてきているところであります。介護予防プランの作成とケアマネジメントの状況等も記載のとおりとなっております。

次に、31ページ目を御覧いただきまして、農政課の関係であります。経営所得安定対策事業につきまして、町内農業者、81経営体、延べで言いますと202経営体に対して2億96万7,000円の交付金が交付されるということになってございます。

また、その下、南しりべし森林組合通常総会、あるいはニセコ地区林業懇談会が記載とおり開催され、一番下にはニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおり書かせていただいております。

次に、32ページ目を御覧いただきまして、5として令和元年度有害鳥獣被害防止対策支援事業の状況について、記載のとおりとなっております。電気柵としての設備整備が8件、それから狩猟免許が1件ということになっておりまして、6として令和元年度有害鳥獣の捕獲業務の実績書いております。アライグマの169頭に始まって、それぞれタヌキや鹿とか記載のとおりとなっております。

その下、7として指導農業士、農業士の授与式が2月20日、札幌で開催されておりました。指導農業士に成瀬わたるさん、高橋道広さん、大橋敏範さんの3名、それから農業士に久保登士明さん、内田賢太さんの2名がそれぞれ今後ニセコ町の農業指導者として活躍されるということで、授与があったということでございます。

その次のページをめくっていただきまして、33ページ目、国営農地再編推進室の関係であります。国営緊急農地再編整備事業の関係で、記載のとおり換地委員会の会議がそれぞれ開催され、一番下のほうであります。2として農水省による農業農村整備に関する説明会ということで、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、34ページ目ですが、商工観光課の関係であります。1としてニセコ観光圏マネージャー担当者会議がそれぞれ開催されております。また、1月20日には幹事会も中ほどに記載のとおり開催され、そして3として全国観光圏推進協議会が東京都で2回開催されております。

一番下、4として第23回ニセコなだれミーティングの開催ということで、12月26日、ニセコ町民センターにおいて、172名の出席者の下にこれのミーティングが開催されております。ニセコルール

の根幹でありこの雪崩問題につきましては、冬のニセコのパウダーが世界に評価された、その一番の根幹といたしますか、根っこはニセコルールというものであるというふうに考えておりました、このニセコルールが将来持続するよう支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、35ページ目であります、5としてJRニセコ駅のイルミネーションの点灯式、実行委員会の皆さんの大変なご努力で毎年参加者も増えてきているような状況であります。

また、6としてシーニックナイト2020ということで、下のほうにありますとおり、綺羅乃湯での、夜の開催ということで、参加者が400名にも今なってきているというような状況であります。

また、その下、7としてニセコジャポニカ2020ということで、2月1日、中央倉庫群で開催されておりますが、北海道後志総合支援局振興局、渡島総合振興局や函館市、松前町観光協会、長万部町観光協会等、連携するところも毎年のように増えてきておまして、多くの皆さんのご協力をいただいて冬の大きなイベントに成長しつつあるというような状況であります。

一番下、9として宿泊税関連会議、北海道観光局主催、北海道主催のいわゆる宿泊税につきましては関連会議がそれぞれ36ページ中段まで、記載のとおりとなっております、ニセコ町はこれまで商工観光課長がオブザーバーとして参加をしてきたところであります。昨年我が町においてもアンケート調査がありまして、我が町の課題を含めて、北海道がやることについていかなものかということいろいろ意見を書かせていただいておりますが、残念ながら北海道が今回開催した懇談会には一度も各町村から出されたアンケート結果というのは反映されず、懇談会がまとめられたということでありまして、これらに対しましては大変遺憾に感じております。知事は北海道重視ということを目下から言っております、今回町村の言うことを全く聞かずに取りまとめたということで、これにつきましてははっきり今後とも意見を述べていきたいと、このように考えております。

36ページ目中段であります、(2)として先進地ヒアリング、2月26日から28日まで、職員が記載のとおり先進市であります観光税の金沢市、京都市等へ行ってヒアリングをしてきたところあります。

その下、11としてキラットニセコの取締役会、12としてニセコリゾート観光協会取締役会がそれぞれ開催され、取締役として副町長が出席させていただいたところあります。

次に、37ページ目であります、中ほど、14としてニセコ主要宿泊施設連絡会、これは毎月のように各施設のオーナーあるいは責任者等と情報交換をしているものでありますが、ニセコ町からは商工観光課の課長もしくは参事、あるいはリゾート観光協会の社長等が出ているものでありまして、今回のウイルスによっても相当な損害といたしますか、被害を被っている実情でありますので、今後どういう対応が必要か協議を続けていくこととしてございます。

15として商工会新年交礼会、以下の商工会関係、それから建設業協会の新年交礼会について記載のとおりとなっております。

次、38ページ目であります、令和元年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯入館状況ということで、記載のとおりとなっております。今般につきましては11月に閉館をさせていただいて工事をさせていただいたということで、この時点で当然11月は入館者が減っているということでありまして、新たな温泉施設で開業以来順調に入館者が増えつつあるというような状況でありまして、コロナウイルス

問題が早く終わって、皆さんが温泉にゆったりつかれるにぎやかさが戻ってくることを期待したいというふうに思っております。

次、その下、20番目ではありますが、ニセコ町のにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、これまで5件、事業所新設3件、事業所の拡張2件ということで2月末現在の状況について記載しております。

その下、21としてプレミアムつき商品券の執行状況ということで、販売状況は記載のとおりとなっております。

その下、22、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、相談受付は記載のとおりということになっております。

次、39ページ目をおめぐりいただきまして、建設課の関係であります。1として公営住宅等長寿寿命化計画策定委員会の開催について、12月17日、1月29日、それぞれ会議が行われております。

その下、2として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、件数と広さについて記載のとおりとなっております。

3として景観条例に基づく協議状況ということで、12月から2月までの間でありますが、開発事業が6件、屋外広告物につきましては1件の協議が行われているというような状況であります。

その下、4としてニセコ町営住宅入居者選考委員会が記載のとおり40ページ目まで、3回開催されております。

40ページ目、中ほどではありますが、公営住宅使用料の算定誤りに関する議会における調査特別委員会、2月10日開催されておまして、説明をさせていただいております。今般この件に関しましては、事務処理の不適正ということで誠に申し訳なく、重ねておわびを申し上げたいと思います。今後におきましても事務の適正化というものに万全を期するよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

その下、6として、新庁舎整備に係る議員協議会への職員の説明ということで、出席させていただいたところであります。

次に、めぐっていただきまして41ページ目、上下水道課の関係であります。1として曾我地区（第1）配水管漏水事故ということで、町道新東山滝台連絡線沿いのところでこういったことが発生したということで、対応状況、被害状況等につきましては記載のとおりとなっております。

その下、ニセコ地区水源湧水量の減少についてということで、1月30日、ニセコ地区第2集水樹から配水池への流入量減少ということがありまして、記載のとおり対応させていただいて、現在仮設的ではありますが、応急対応しているということであります。近年尻別川で発電所を運営している方から、尻別川の発電量自体が水量の減少に伴って減っているというような情報を受けておまして、管内といいますか、この周辺はどういう状況かなということで確認をさせていただいたところ、倶知安におきましては2018年1,888.5ミリメートルの降水量があったわけではありますが、2019年は1,038.5ということで、850ミリメートル、45%、降水量、いわゆる雨の量と雪の量を合わせたものを降水量と言うようではありますが、これが45%減っていると、蘭越においては720ミリメートル、49.5%減っているということでありまして、ニセコ町は2018年1,534.5ミリメートルだったものが

2019年885ミリメートルということで、649.5ミリメートル降水量が減っている。42.3%減っているということで、気候変動でこのままずっと減り続けるかどうかは気象予報士の方に聞いてもそれは分からないということでありますが、多く降る年、少なく降る年というのが極端に気候変動によって現れる可能性があるということで、私ども将来的にこの水道水源、新たな水源も含めて調査をしながら、将来こういう降水量の変動によつての湧水量変化に耐えられるような、そういうことも引き続き検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、42ページ目、農業委員会の関係であります、女性農業委員、農地利用適正化推進委員等の活動強化研修ということで、農業委員さんにも出席をいただいているところであります。以下、強化研修についても同じであります。

中ほど、3として農地流動化事業助成金実績ということで、申請農家24件に記載のとおりとなっております。

また、4として令和元年度の賃借料の情報ということで、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、43ページ目をおめぐりいただきまして、消防組合ニセコ支署の関係であります、2として消防出初め式が1月7日開催されております。

また、3として独居老人の方の査察を2月21日、ニセコ町内一円で行われております。

4としてニセコ町婦人防火クラブの会議はそれぞれ記載のとおりとなっております、5としてニセコ町少年消防クラブ、先ほども説明しましたが、記載のとおりとなっております。この中では、少年消防クラブ、ロープの結索であるとか、そういう救急に関しての基礎知識も、少年クラブに参加いただくときからそういった救急の問題あるいは予消防に関する知識も得られると、体験もできるということで、今後とも保護者の皆さんへも消防クラブへのお子さんたちの参加の啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

44ページ目、6として災害出動ということで、警戒出動、山岳出動、火災出動、以下ずっと45ページまでそれぞれ出動について記載のとおりとなっております。45ページ目の上段から2つ目の(9)の山岳出動、これにつきましては、残念ながら羊蹄山喜茂別側であります、スノーボード中に遭難し、心肺停止で発見されたということで、残念ながら痛ましい事故になったということであります。

その下、45ページ目中段から、7としてニセコ救急の出動先別の出動状況、記載のとおりとなっております。

以下、46ページ以降、建設工事や委託工事の状況について記載させていただいておりますので、後ほど御覧いただければありがたいと思っております。

それでは、第1回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、行政報告を行います。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） それでは、引き続きまして私のほうより教育行政報告を行わせていただきます。

第1回ニセコ町議会定例会教育行政報告。

令和2年3月10日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として教育委員会の活動を記載しております。（1）、教育委員会議について、①として令和元年第10回臨時会を12月26日に開催し、報告として6件、議案5件についての審議、その他2件について協議等を行っております。議案におきましては、要保護及び準要保護児童生徒の認定において、次年度就学児童生徒の入学前支給について申請があった家庭について審議をしております。このほか、学校における働き方改革行動計画、部活動の在り方に関する方針について、さらに令和2年度の教育費予算案について、それぞれ審議し、決定をしております。また、その他として、ニセコ高校の振興について及び国のGIGAスクール構想を踏まえた学校ICTの整備について協議しております。②として令和2年第1回定例会を1月22日に開催し、報告2件、議案3件、協議案1件についての審議、その他としては公営塾についての協議を行っております。

次に、（2）として第2期学校訪問を2月13日及び18日に実施しております。町内各学校及び幼児センターを2日間に分けて訪問し、学校経営状況の説明を受けたほか、意見交換及び授業参観等を行っております。

次に、（3）について、①として兵庫教育大学を拠点として全国の教育長50名余りで組織しております美しい教育のまち連合総会が12月21日に神戸市で開催され、私及び連合の事務局長となっております学校教育課長、2人で出席をしております。2ページに移りまして、②として1月11日に札幌市で開催された第26回教育展望セミナーに参加しております。続いて、③として2月10日には近藤小学校の在り方に関する意見交換会を開催しております。地域及びPTAの方々10名、学校、教育委員会からは私と学校教育課長が参加をし、今後の近藤小学校の児童生徒数の推移を踏まえ、学校施設整備の在り方等に関して幾つかのパターンを例示しながら意見交換を行ってまいりました。これらを参考にしながら、今後の整備方針等について検討をさらに進めてまいりたいと考えております。④には、町長が主催する総合教育会議を2月26日に開催いたしまして、教育全般について町長及び教育委員、教育長にて意見交換を行っております。

次に、大きな2、学校教育の推進についてです。まず、（1）、学校運営につきまして、各学校の参観日及び各学校の活動等について記載をしております。3ページをおめくりいただきまして、③、④には中体連スキー大会の様態を記載しております。1月に夕張市で開催された全道大会におきまして、男子大回転7位に入賞したミークル・ヘミ琥太郎君、2年生であります。2月の全国

大会にも出場してまいりました。14位という成績ですが、参加者が189名ということで、大健闘したのではないかなと考えております。2年生ということもあり、来年度への期待がかかっているところです。⑤、学校教育研究活動では、12月26日に北海道教育庁の深見亘氏を講師としてプログラミング教育研修会を開催しております。4月から始まる新しい教育課程で必修化となるプログラミング教育について、町内の小中学校教職員を対象に実施したものであります。続いて、⑥から4ページ中段の⑦まで、各種会議等の状況、後志教育局による学校訪問指導について記載しております。

4ページ中ほどになりますが、(2)、児童生徒の状況につきまして、①、児童生徒の就学援助費について、今年度初めてとなる新入学学用品費の年度前支給につきまして、小中学校の来年度就学予定98世帯から9件の申請がありました。12月の教育委員会にて審議をし、小学校4人、中学校5人、いずれも申請のあった家庭につきまして決定をし、1月30日付で既に支給しております。続いて、②としまして2月1日現在の在籍児童生徒一覧、5ページをおめくりいただきまして、②と一番上段にあります、③に訂正をお願いしたいというふうに思います。③、特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況について記載しております。

次に、(3)、学校保健関係であります、その表にありますように、インフルエンザにつきまして特にニセコ小学校において感染が広がり、1年1組及び4年2組において、②に記載のとおり、その期間学級閉鎖となっております。次に、③であります、新型コロナウイルス感染症対策について2月末までの経過を記載しております。記載のように、1月31日には各学校にアルコール消毒液の配置を確認し、感染予防に努めておりましたが、2月26日、北海道教育長より要請がありまして、町内の各小中学校について2月27日から3月4日までを臨時休業といたしました。その後国からの休校要請がありまして、3月2日から春休みまで、小中高校について現在臨時休業になっております。また、2月29日、3月1日、この週末の2日間、道の外出自粛要請を踏まえて、ニセコ高校の卒業式が3月1日から2日に変更して、内容を縮小したということで、2日において高校の卒業式が行われております。現在町内の小中高校全て臨時休業という状況であります、この後明日からの予定で分散登校ということで、今各学校、関係機関とも調整を図っているところです。分散登校の目的は子どもの健康観察及び家庭での学習状況の確認というところが目的でありますので、保護者の意向を踏まえた上で、分散登校をしない家庭につきましては電話連絡、家庭訪問等で全ての児童生徒の家庭と連絡を取り合っって子どもの状況について把握することを確認しております。

(4)、学校安全につきまして、①に11月29日、スキー授業を前にして必要なニセコルールの遵守に関する指導について各学校に周知を図っております。

次に、(5)、ニセコスタイルの教育につきまして、2月21日に第3回コミュニティ・スクール委員会を開催し、今年度の活動報告、各学校の学校評価結果、行動計画であるCSアクションプランの見直し等について協議を行っております。

6ページに移りまして、(6)、幼児センターの関係につきまして、園の行事、健康安全について記載しております。7ページをおめくりいただきまして、④の表、中段ほどの表になりますけれども、預かり保育の利用者状況について記載しておりますが、ここでもちょっと訂正をお願いしたいと思いますが、この表の中の一番下の欄に前年同期とありますが、ここ合計ということで表

記、この表の一番下です。合計ということで直していただいて、その下に前年同期ということで、前年のこの時期ですけれども、延べ利用人数が前年は283人、それから右側の実利用人数が69人ということで訂正をお願いしたいと思います。御覧のように、延べ人数あるいは実利用人数でも非常に利用者数の増加というところが顕著になってございます。続いて、8ページから9ページにかけて子育て支援センター関係で記載をしております。記載のとおりでございます。

次に、10ページに進んでいただきまして、(7)、ニセコ高等学校関係であります。①として、今年度の活動報告会を公開実施の形で2月5日に町民センターを会場に開催しております。全道大会でも活躍した2年生及び3年生のプロジェクト活動の発表、4年生の戸來さんのマレーシアYTLホテルスクールでの長期研修報告、次年度4年生に進級をいたします現在3年生の上村愛さん、木下鉄平君の国内研修での報告等々7件の活動成果につきましてパワーポイントを使った報告がなされております。いずれもニセコ高校生の取組の充実が非常に感じられる報告でありまして、来場された方々、町外の方々もおりましたが、たくさんの質問が出されておりました。それぞれの報告の内容あるいは大会、研修での状況につきましては、10ページから11ページにかけてそれぞれ詳細について記載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。11ページの下段になりますが、⑥には2月28日現在の3年生の進路内定状況について記載をしております。ほぼ進学、就職決まっていたところですが、進学予定者につきまして1名がまだ現在のところ未定ということで、内定率94%となっております。次に、⑦であります。令和2年度の入学者選抜出願状況につきましては、非常に厳しい数字となっております。出願合計が9名ということで、今後の対策につきましては現在も高校及び教育委員会内部で協議を進めているところでありまして、次年度の生徒確保につきましては早い段階に方針を定めて、より一層危機感を持って取り組んでいく考えているところであります。なお、出願合計の9名につきましては、3月4日に面接検査を実施いたしました。3月17日が合格発表の予定となっております。

次に、12ページに移りまして、ここでも大変申し訳ありません。(8)の学校給食センター関係ですが、①、②ともにこれは削除をお願いしたいというふうに思います。①の運営委員会につきましては12月の議会、それから②の第3子以降の給食費免除実施状況については9月の議会にて既に報告をしております。ここは重複してしまいました。大変申し訳ございません。ここは削除をお願いいたします。

続いて、大きな3番になりますが、社会教育、社会体育の推進についてです。(1)の社会教育活動につきましては、①、社会教育委員会議の開催状況を記載しております。令和2年度から5か年計画となる第7期社会教育中期計画の策定について、6月から7回の会議を開催し、2月5日には社会教育委員長から答申書が提出されております。2月7日から21日までパブリックコメントを実施いたしました。特に意見等はございませんでした。令和2年度からこの中期計画に基づいて社会教育の充実に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。続いて、②、放課後子ども教室、13ページをおめぐりいただきまして中段、⑤まで記載のとおりでございます。⑥として滋賀県高島市マキノ地区からの訪問団の受入れについて、その内容を記載しております。以前から片仮名のまちを縁として町民及び小中学生の交流事業を行っておりますが、このたび8名の訪問団の方

々が本町を訪れ、町内施設見学や情報交換等を行っております。ことしの夏には、また本町の子どもたちが洋上セミナーとしてマキノ地区を訪問する予定であり、今後においても有意義な交流事業を進めてまいりたいと考えております。

(2)、文化、図書活動として、有島記念館の展示及び普及事業について記載をしております。なお、開催中と書いております冬の藤倉英幸展であります。現在新型コロナウイルス感染防止対策ということで有島記念館を3月19日までの期間休館としておりますので、現在は休館中でございます。また、14ページには2月上旬までに開催をいたしました事業、運営委員会等について記載をしております。続いて、15ページになります。④として学習交流センターあそぶっくの1月までの利用状況、⑤にはあそぶっくの会の活動状況を記載しております。このあそぶっくにつきましてはですが、これも新型コロナウイルス対策ということで、今平日については休館をしておりますが、先日の日曜日であります8日、それから次の日曜日の15日、この2日間、午前10時から18時まで日時を限定して本の貸出しのみを行うことといたしました。8日の状況につきましてはですが、大体いつもの利用者、100名余りの利用者があったようですけれども、特に混雑な場面は見られず、スムーズに貸出しができたと聞いております。なお、本につきましても消毒作業につきましては丁寧に行っているということで、これからも感染防止に努めながら、状況を見ながら町民の方々に本の貸出しについては提供することを考えてまいりたいというふうに思います。

続いて、16ページ下段まで進んでいただきまして、(3)、社会体育、スポーツ活動についてであります。①、学校アスリート訪問事業ということで進路教室、12月20日にニセコ中学校にて行っておりますが、講師の方は岩内町出身、ダンサー、振付師としても活躍している小塚拓氏でありまして、ニセコ中学校の全校生徒を対象に、人生を楽しく生きることの大切さについての講話や実際にダンスの実演指導を行っていただくなど、中学生にとって大変楽しく有意義な内容だということで聞いております。その下の②であります。新規事業ということでスキー用品リサイクル会を開催いたしました。これは、小学生につきましては年々体が大きくなって、スキーウェアとかスキー用品とか2年ぐらいで取り替えていくということであります。その過程でもし不要になったものがありましたら持ち寄ってくださいということで呼びかけまして、それを逆に必要な人に利用してもらうという趣旨で開催したものであります。今回は24名の方が来場されて利用になったということで、今後につきましても内容とか周知について工夫しながら、次年度以降も開催を考えております。次、17ページをおめぐりいただきまして、初心者の子どものスキー教室、夜間スキー、スノーボード講習会、スキー体験会等を行っております。また、⑥のスキーフェスティバル兼第66回全町児童生徒スキー大会につきましては、大変いい天候の下で一日子どもたちがスキーを楽しむということで行っております。また、下段になります。児童生徒スキーリフトシーズン券助成事業ということで、大体例年どおりということで、ここに書いてありますように1月末では189名、240枚の利用がありました。小学生では大体全体の7割程度の購入率ということになります。18ページに進んでいただきまして、⑧に札幌冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動につきましてはですが、1月24日には北海道オリパラの会第3回総会、2月13日には道内関係者による意見交換会が開催され、本町から1月には町長、2月には副町長、町民学習課長が出席をしております。この2月

の意見交換会におきまして、札幌市長の発言の中で、従来オリンピック開催は7年前に開催地を決定していたということではありますが、昨年6月のI O C総会で選定期限の規定が削除されたということで、今後については開催地決定が早まる可能性が高いという発言がございました。今後の動向に注視しながら、札幌市との連携を図ってまいりたいと考えております。最後に、19ページであります、F I Sワールドカップ2020にいがた湯沢苗場大会が2月に開催をされまして、北海道スキー連盟より役員協力の要請があり、スポーツ係長が参加をいたしまして、コース設営あるいは運営について学んできております。

以上であります、大変訂正箇所多くて申し訳ございませんでした。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和2年度町政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、令和2年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、第1回ニセコ町議会定例会に当たり、令和2年度町政執行方針を申し上げます。

それでは、執行方針行方針書をめくっていただきまして、令和2年度町政執行方針。

令和2年度第1回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和2年度における政策の大綱について、説明させていただきます。町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの世界的な拡散により、日本も大きな社会的な負担を強いられており、北海道知事、内閣総理大臣の要請により、各教育委員会による学校等の休校や各自治体による公共施設等の閉鎖、外出やイベントの自粛要請などの措置が講じられているところでございます。こうした対策により、子育てや経済的な格差に直面している皆さんにとっては、より大きな負担と将来への不安を抱えつつの毎日であるものと推察しております。

日本政府にあっては、経験の多くない事象とはいえ、法的な手続を経ない突然の政策判断がなされることが多く、その後、度々その方針や内容が変更される事態が生じており、各基礎自治体の現場では、日々その対応に追われる現状が続いているところでございます。本町においては、2月25日に「新型コロナウイルス拡大に伴う危機管理対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染予防対策及び初動の対応確認、事務事業の継続への対応などを検討し進めている状況でございます。ご高齢の皆様を初め、町民の皆様が各種の対策を進める中で、孤立することがないよう関係機関との連絡を密にし、今後とも対応していく所存です。また、児童生徒の「貴重な教育の機会」であるとともに、「セーフティネット」としてある学校閉鎖には、ご家庭のみならず、雇用や経済にも甚大なる影響を与えておりますが、町民の皆様、各事業者の皆様におかれましては、引き続き感染予防へのご協力をお願い申し上げます。

さて、私たちを取り巻く今日の社会は、現在、3つの解決しなければならない大きな課題に直面していると考えております。

1つ目は、世界及び我が国におけるこれまでの経済成長社会から減速経済社会への移行しつつある状況の中で生じている「長期経済低迷」という課題でございます。これまでのお金が最優先の価値という経済社会から、経済は人間の幸せのためにあるという人間復権型の経済社会への転換が必要となっているものと考えております。今後は、「ニセコ町自治創生総合戦略」に基づく地域循環型経済社会を推進するため、「共感」を基本とする「共感資本社会」への転換が必要と考えております。人々の暮らしぶりを優先する社会づくりの一環として、域内経済循環を一步前に進めるため、ニセコ町においても木材の循環やまちづくりへの共感を消費に結びつけるような新たなポイント制度、括弧して新地域通貨と書いておりますが、の導入の可能性に向けての検討を進めていきたいと考えております。

2つ目は、格差拡大の問題です。世界のみならず日本においても経済的格差が顕著となり「子どもの貧困」対策など、格差是正が急務の課題となっております。基礎自治体の対応には、限界はあるものの有島武郎の遺訓「相互扶助」が息づくまちとして、できるところから逐次取組を進め、子育て環境の拡充と安価な家賃の住宅供給など、医療費などの助成とともに、具体的な対策に取り組んでいきたいと考えております。

3つ目は、急速に進行する「温室効果ガス」の排出による「地球温暖化」「気候変動」の課題でございます。今や地球温暖化防止は、待ったなしの緊急課題です。本町においては、「環境モデル都市アクションプラン」と「SDGs 未来都市計画」の推進により、町民の皆様を初め、事業者の皆様のご協力により、二酸化炭素排出量の抑制に努めてきたところでございます。また、本町では、パリ協定以上の温室効果ガス削減を目指す自治体首長が誓約する「世界気候エネルギー首長誓約」の日本版である「世界首長誓約日本」に2018年8月に署名し、地球温暖化防止への首長としての姿勢を表明させていただきました。今後、可能な限り早期に、町内で使用する全てのエネルギーを再生可能エネルギーに転換するよう努めるとともに、二酸化炭素排出量ゼロ（カーボンフリー）のまちを目指してまいりたいと考えております。

また、急速に進行している「海洋汚染」も喫緊の課題となっております。マイクロプラスチックを初めとする海洋汚染の広がり、地球環境へ大きな負荷を与えると同時に生態系の毀損、魚介類の汚染による負の食物連鎖を加速し、私たちの食をも危うくする状況を生んでおります。プラスチック及びこれらに類する製品の確実な再生利用はもとより、利用そのものを減らすことが必要となっております。本町においても町民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力の下、プラスチックフリー社会に向けての歩みを進めてまいりたいと考えております。

本町においては、2001年策定の環境基本計画を2年間にわたって検討・策定しており、1972年の日本列島改造ブームや1986年からのバブル経済期において、過度とも思える急激な開発が、後にまちづくりの大きな弊害となっている実態にある国内の自治体に学び、ワイズユース（賢明な利用）による適度な開発を目指してまいりました。この過程では、「水環境」の保全を基本テーマに、景観と環境価値を大切にするとともに、これらを担保する条例として、全町に網をかけた「ニセコ町

景観条例」を制定、さらに2011年には、重い罰則を規定した「水道水源保護条例」と「地下水保全条例」などを制定し、今日まで歩みを進めてきました。ニセコ町のまちづくりに適合しない大型リゾート施設や高層のコンドミニアムなどは、従前から初期段階で開発事業者の皆様のご理解を得た上で、お断りをさせていただいてきたところであり、景観条例施行後は、本町に高層のホテルなどが建設されていない大きな要因となっています。

このような町の方針は、国内外の開発事業者の方から「ニセコ町には投資がしづらい」「ニセコ町は、多くの投資の機会を失っている」と数多くのご意見をいただいていたところですが、しかしながら、これまで同様、ニセコを愛する皆様が、町内で働くことができる優良企業による雇用の場の創設と、すぐれた本町の環境など、将来のまちづくりを総合的に勘案し、「共感」に基づく持続可能な開発を基本として、今後とも引き続き、「環境や景観を持続させる」ことができるよう対応してまいりたいと考えております。

なお、日本の土地の所有権に見られる民法などの財産法制は、町条例での私権の規制が極めて難しい状況にあり、自治体による土地利用計画が、実態として「実効性を担保し得ない」根本的な要因となっているところですが、近年話題となっている「所有者不明土地」における法整備も含め、地方分権の必要性が今一度顧みられ、地方自治体に対して、一定の土地所有法制において法的権能が付与されるよう国への要請を引き続き行ってまいります。

また、併せて、本町は人口が増加しつつあり、人口減少自治体への国の支援制度としてある「過疎地域自立促進特別措置法」これは2021年3月に失効しますが、これの対象地域から除外される可能性もあり、新たにつくられるであろう「新過疎法」が、議員立法として本年中に制度設計がなされる予定のため、国会議員を初めとする関係者への本町の新過疎法における指定地域継続への要請活動を強化してまいりますので、町議会議員皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

昨年度においては、町議会議員並びに町民皆様のご理解を得て、防災センターを兼ねた役場庁舎の新築、西富地区町民センターの改築、近藤小学校体育館の大規模改修に着手をすることができました。本年度においては、引き続き防災センターを兼ねた新役場庁舎の完成を目指すほか、ニセコ町長期総合計画の「環境創造都市ニセコ」実現のため、各種事務事業に取り組んでいく所存でございます。

来る2021年（令和3年）、ニセコ町は、真狩村から分村独立し、元町に戸長役場が設置されて以来、120年の節目の年を迎えます。これらの記念事業の準備も引き続き進めてまいります。

本年4月からスタートする令和2年度においても、町民の皆様、町議会議員の皆様、そして自治のプロである役場職員の英知を結集し、「日本国憲法」と「ニセコ町まちづくり基本条例」の理念を基に、諸課題を先送りすることのないよう町政を進めていく所存でございます。

続いて、予算執行の基本的な考え方について、ご報告をさせていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和2年度は、将来に向けて持続する社会づくりの基盤強化を念頭に、「自治総合戦略」、「SDGs 未来都市」、「環境モデル都市」及び「地域循環共生圏」の推進のほか、「子育て支援の強

化・拡充」、「住宅不足の緩和」、「持続する社会形成」の基礎的な検討を推進し、「水資源や緑地の保全、まちづくり」のための公共用地の確保にも配慮し、将来に向けた戦略的な視点と行動力を持って諸施策を進める年として予算編成を行っています。

また、予算規模の大きい投資的事業については、これまで同様、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性等を勘案し、1つとしては着手事業の確実な推進・完了、2つ目として人口増に伴う喫緊の課題である「子育てと教育環境」の整備、すみません、ちょっと印刷のほうを間違えまして、3つ目として安心・安全を支える社会インフラの更新・整備と防災対策の拡充、4つ目として暮らしやすさの向上と将来の持続的発展に向けた整備との優先順位づけを行い、起債計画及び財政の負担の状況を踏まえながら、中・長期的視点を持ち、重点的かつ計画的に事務事業を実施していくこととして、予算の編成を行っております。

本年度は、これまでの臨時職員、嘱託職員等として採用してきました常勤職員以外の職員について地方自治法、地方公務員法の改正に基づき「会計年度任用職員制度」の実施に伴う予算のほか、工事2年目となる役場庁舎の建設及び関係経費、公営住宅の mismatch 解消と子育て世帯に対する住宅確保のための基本設計の経費を予算計上しております。また、農業では、国営緊急農地再編整備事業が7年目を迎え、期成会による事業予算確保の要請活動を継続するとともに、国の制度を利用して休耕により夏期に工事を実施する農業者の所得の減少を緩和するための支援を引き続き行います。

観光においては、ニセコを訪れる観光客の満足度向上のための各種事業の実施、MICE受入れ事業を支援するとともに、国が進める外国人観光客の誘致拡大についても関係機関と連携の下取組を進めます。

このほか、主要政策の各般において、町の将来の在り方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ「ニセコの自治の力」がさらに高まるよう配慮してまいります。

II 重点政策の展開

次に、重点となる6分野の政策展開について申し上げます。

1 守りの経済から攻めの経済へ

地域経済の活性化を図るため、本町の豊かな自然環境を生かした産業の育成に努め、農業・観光業・商工業の連携と地域に賦存するエネルギーの利用を初めとする経済の域内循環による内発的経済の振興、本町のまちづくりの理念を共有できる事業所の誘致及び創設支援など、新たな雇用の場の拡充に努めます。

(1) 農業と酪農の振興

一昨年のTPP11及び日EU・EPA、昨年の米国外2国間貿易協定が発効され、日本の農業の行く末が大変憂慮される情勢となっております。一方、地球温暖化による気象の変化や、日本で自然災害が頻発している状況、さらに本町を取り巻く地域における降水量の減少など、気候変動は、営農環境に少しずつ影響を及ぼす事態となっており、これら変動する気象状況への対応も喫緊の課題として取り組む必要が生じています。

こうした日本の農業全体が諸外国との貿易や気象状況などに翻弄される事態であることから、今

後、農業経営体の体質改善だけではなく、環境に適した農業への転換や経営強化への取組が必要となっております。

国は2017年11月24日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」において、「輸出促進によるグローバル大国」、「国内産業の競争力強化」、「農政新時代」という3つの柱を立て、農産物の輸出促進、TPP等を通じた国内産業の競争力強化、体質強化対策などの取組を進めようとしています。

ニセコ町においても、国の制度を適宜活用しつつ、農業の経営環境の整備や経営の体質強化など、本町の農業の特徴である農産物の多品目生産性を生かし、かつ、一大消費地でもある観光リゾート地としての強みを生かした農業経営の確立を目指して支援をしていく所存です。

さらに、輪作体系の確立と、天候不順などの経営リスクが分散できるような計画的な営農も重要となり、関係機関と連携しながら、将来に向けてニセコ町に適した農業生産の在り方を模索していきたいと考えております。

一方で、農業分野での人材不足が顕著となっており、それに伴う賃金の上昇、そして、人材育成や人材確保、農作業軽減効率化のための大型機械の導入などの対策が必要となっており、出入国管理法の改正に伴う農業分野への外国人労働者の受入れなども含め、北海道や関係団体と連携しながら協議をしていきたいと考えております。

令和2年度においては、現在進められている国営緊急農地再編整備事業を核として、ニセコ町の農業基盤の整備と、引き続き優良農地の保全に努め、環境に調和し、安全で安心な「クリーン農業」の推進、農地の利用集積や収益性の高い営農の促進、担い手育成対策など、農家所得のさらなる向上への取組を進めていきます。

また、イエスクリーン米栽培支援制度の継続と、完熟堆肥助成や緑肥作物の奨励、土づくり対策、観光と連携した地場産品の地域ブランド化対策、6次産業化支援、新たな栽培技術の導入支援などを引き続き行います。

(2) 観光の振興

令和元年度は、日韓関係の悪化に伴う日本への旅行者の自粛や12月に中国で発生した新型コロナウイルス肺炎による海外渡航者の減少、さらには国内での感染拡大傾向の影響もあり、多くの宿泊キャンセルなどが発生し、宿泊関係者を含む観光関係事業者に大きな被害が発生しました。

日本政府観光局の統計によると2019年の訪日外国人客数は3,188万人を超えており、今後の目標値として2020年には4,000万人、2030年には6,000万人としていますが、国内外の情勢や新型コロナウイルスの収束状況によっては、訪日外国人観光客の減少や国内の旅行の手控えなど、全国の観光地に深刻な影響が出るのが心配されています。

本町においても、その影響が大変懸念される所ではありますが、観光地として国内外の皆様到的確な情報を提供しつつ、関係機関と連携し、各事業所の安全対策への取組への支援を積極的に実施してまいります。

ニセコ町における入り込み客数については、ここ数年横ばい傾向にあり、2018年度の総数は167万人、延べ宿泊数は50万人泊、うち訪日外国人客数は13万人、延べ宿泊数は21万人泊となっております。

す。

本年は、国際リゾート地としての観光振興やSDGs未来都市としての都市として観光分野での対応強化、観光地として環境対策をさらに推進するための財源確保として、宿泊税の導入へ向けての取組を進めます。宿泊税については、特に、国際的な視点に立った観光地として成長が必要なニセコエリアにおいて必要不可欠なものと認識しており、宿泊税の導入と併せて「観光振興ビジョン」の策定にも取り組んでまいります。

また、倶知安町、蘭越町とともに広域で取り組んでいる「ニセコ観光圏」については、第2期目となる計画が昨年度よりスタートしました。当初計画においては、人材育成やプロモーションなどエリア連携を中心に推進することができましたが、2期目も引き続き人材の活用や育成を行い、地域内交通の充実、エリア内事業の推進体制の強化、温泉地の活用などの課題を解決していくため、3町の連携のもと、DMCやDMO機能の拡充に取り組んでいきます。

令和2年度においては、本町の重要な観光資源である温泉の活用、環境省でも新湯治としてこれを推進しておりますことや、自転車を利用した夏季の魅力アップについても、ニセコ山系観光連絡協議会や羊蹄山麓町村長会などと連携しながら取組を進めます。また、ニセコリゾート観光協会が実施する観光振興事業への支援やニセコハロウィン等のイベントへの支援を継続します。加えて、スノーリゾートの推進においては、冬山での安全対策の要である「ニセコルール」の運用を各スキー場や「国立防災科学技術研究所」、倶知安町を初めとする関係機関と協力して支援していきます。

道の駅ニセコビュープラザの改修について、本年度より本格的に検討を進めるとともに、ニセコ町五色温泉インフォメーションセンターなどの観光関連施設の運営充実に努めます。

(3) 商工業の振興と労働対策

近年、事業所の増加に伴い、働き手の不足や住宅の不足が引き続き顕著となっており、住宅不足解消への取組や、U・Iターンなどの、移住促進を国などの関係機関と連携しながら進めます。

また、商工会、国や大学・金融機関などと連携した「ビジネスセミナー」の開催や起業相談窓口の運用などの小規模企業を継続して支援するため、「小規模企業振興基本条例」（仮称）の制定を目指します。また、多様な事業者の育成や企業誘致活動の促進、地域内で不足するサービスの確保、域内循環経済の拡充を目指します。

加えて、ニセコ商工会が実施する「まちゼミ」を支援するとともに、綺羅カード会が実施する「キッズカード事業」への支援を継続し、地域内の消費拡大に取り組んでいきます。さらに、「ようてい地域消費生活相談窓口」による、不当な勧誘等によって町民の皆さんが苦しむことがないように、専門性の高い相談員による対応を引き続き実施していきます。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

本町で生活をしている皆さんが、相互に助け合い、健康で心豊かな生活ができる社会をつくるため、保健、医療、福祉の課題を総合的に勘案しながら、少しでも安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

(1) 子育て支援

本年度の子育て環境の整備においては、本年から5か年を計画期間とする「第2期ニセコ町子ども

も・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもたちと子育て家庭が、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

本年度から、以前から要望のあった子どもの休日預かりに対応するため、ゴールデンウィークと年末年始の長期休日に民間の団体と協力し、町の委託事業として「長期休日子ども預かり事業」を実施します。

また、平成30年10月、すみません、西暦併せて書くのを記載しておりませんでした。10月に公益財団法人日本ユニセフ協会から委嘱を受けている「子どもにやさしいまちづくり事業」検証町村として、町政への子どもの参画などチェックリストによる検証を導入し、子育て環境の改善につなげていきます。

さらに、昨年設立され本町も加盟している「子どもの未来を応援する首長連合」から、国に対して子育て支援や子どもの貧困対策に係る制度の創設の提言を行うとともに、現行制度の活用にも努めていきます。

子どもの健やかな成長を願い実施してきた「18歳までの子ども医療費の無料化」を継続するとともに、「子どもの遊び場」、特に冬の遊び場の整備などについて、関係者と検討を進めます。

平成28年4月に開設しました「ニセコこども館」は、多くの子どもに利用されており、本年度も小学3年生までの児童68名の受入れを予定しています。また、小学4年生以上の受入れについては、指導員の増員やこども館施設の整備など受入れ体制が整い次第、実施することとしております。

健康診断では、新生児の聴覚異常の早期発見、早期治療につなげる「新生児聴覚検査」の助成を昨年に引き続き実施するほか、妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健の充実に努めるとともに、不妊・不育治療費の助成及び産婦人科医師の確保対策を継続します。

また、おたふく風邪及びインフルエンザの任意予防接種の全額公費負担、5歳児健診の継続など、子どもの健康づくりの推進と保護者の経済的負担の軽減及び、未熟児や障がい児の医療費給付事業などを継続して実施します。

(2) 高齢者、障がい者の福祉

高齢者や身体に障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう平成30年度から3年間を計画期間として策定された「後志広域連合第7期介護保険事業計画」や「第7期ニセコ町高齢者保健福祉計画」に基づき、安心できる高齢者福祉の充実にこれまで図ってまいりました。この事業計画は本年度が最終年となるため、新たに令和3年度から3年間の事業計画を策定します。今年度は、各種情報等の整理や分析を行い、関係会議での協議を進めていきます。

ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホーム「ニセコハイツ」及び「デイサービスセンター」では、施設や設備の老朽化が進んでおり、本年度はニセコハイツのベッドマットとデイサービスセンターの入浴装置（スロープ）の更新を支援します。また、認知症の高齢者が安心して暮らせる場として開設している「グループホーム・きらり」への支援並びに、介護サービス計画の作成を行う「居宅介護支援事業所」へ運営費等の一部助成を継続します。

介護予防の中心的な役割を担う「地域包括支援センター」においては、関係機関と連携を図りながら課題を抱える高齢者への支援を行うとともに、健康維持のための予防事業を実施します。また、

本町では、近年増加する認知症患者の対応として「認知症初期集中支援チーム」を設置しており、認知症専門医の指導の下、認知症の方やその家族の方々へ初期の支援を包括的、集中的に行い、「認知症初期集中支援事業」としての自立生活のサポートを継続して行います。

地域活動支援センター「ニセコ生活の家」では、組織の関係者の高齢化が進んでおり、障がいをお持ちの皆様からの需要に対して、対応が困難な状況となりつつあります。本施設は、障がいをお持ちの皆様の日中活動が困難な方をサポートするための中核的な役割を担う施設であり、地域の支えやコミュニティーによる「地域生活支援事業」が円滑に進むよう、福祉関係者との連携や調整を行うとともに、従事する方々の労働環境改善及び施設運営の一部について継続して支援をしていきます。

また、「ニセコ町第3次障がい者基本計画」、「ニセコ町第5期障がい者福祉計画」に基づき、地域福祉活動を進めるため、福祉関係団体との連携強化や相談支援、地域生活支援事業の拡充に努めてまいりました。この事業計画も本年度が最終年となり、新たに令和3年度から3年間の計画策定について、今年度から取組を進めます。

高齢者福祉の向上や、サービスの提供を行っているニセコ町社会福祉協議会では、成年後見に係る「ニセコ町生活サポートセンター」を開設し、増加傾向にある認知症の方の成年後見相談業務を実施しております。町では後見業務を適切に行うため「市民後見人」の養成活動に対し支援を行います。

一定の障がいがある65歳以上の方と75歳以上の方の特定健康診査の無料化を継続するほか、介護保険制度等に基づく住宅改修費助成の上乗せ助成、重度障がい者の方へのタクシー利用扶助、除雪支援事業なども継続して実施をします。

(3) 健康づくり

本町では「第2次健康づくり計画」に沿って、生活形態の変化や高齢化、日常の食生活や運動といった、生活習慣に起因する病気の予防に受けて事業を実施してきました。

本年度は、これまで行ってきた予防接種を引き続き実施するほか、成人男性の「風しん予防接種」についても対応していきます。また、町民の予防接種記録や各種健診の受診記録を新たな台帳システムで管理し、健康づくりの推進と事務の効率化を図ります。

生活習慣予防の観点から、「健康な食習慣で病気知らず」を目標に、健康的な食習慣を身につける「栄養料理教室」や保護者から開催の要望が多い「離乳食教室」を開催します。また、日頃より生活習慣病予防の指導や、各種検診事業の実施・検診受診率の向上、健康運動教室の開催など、がんやメタボリック症候群予防対策などの健康づくりに取り組んでいきます。

喜茂別町、積丹町、島牧村、ニセコ町が連携し実施している「4町村健康支援事業」について、本年度も合同講演会や体力測定を実施しますが、その内容については、本年度に見直しを行う予定です。

このほか、町民の皆様のご協力を終えて実施している「エキノコックス駆除対策」を継続して実施します。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中断してください。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、午前中に引き続きよろしく申し上げます。

○町長（片山健也君） それでは、引き続き10ページ目の（4）のところから進めさせていただきます。

（4）国民健康保険事業、医療制度

本町では、健康づくりや各種健診への受診、健康相談や訪問指導などを細やかに実施し医療費の抑制に努めておりますが、高度医療などにより医療費は増加傾向にあります。また、75歳以上の後期高齢者の医療費についても同様の傾向にあります。

平成30年度から国民健康保険事業は、北海道・後志広域連合・ニセコ町の3者による運営が始まっております。また、全道の医療費推計などを基に、北海道がニセコ町で必要とされる国民健康保険税の額を示し、その額の整合性も検討しながら町では「保険税率」を決定しております。本年度は、北海道への納付金額が前年度より増えたことや国保被保険者の所得が落ち込んでいるなどの影響と、将来の北海道による保険税の統合も視野に入れ、税率の引上げを行う予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

そのほかでは、各種保健事業の実施、国民健康保険加入者の簡易一日人間ドック、倶知安厚生病院での人間ドック受診勧奨や広域連合でのレセプト点検、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の実施、健康診断未受診者への受診勧誘通知などを引き続き実施し、医療費支出の抑制と適正化に努めてまいります。

なお、健康診断の受診率に応じて、国からの交付金が減額される仕組みと現在っており、健康維持、早期発見早期治療の観点からも、国民健康保険に加入されている皆様にあつては、極力、町が実施する健康診断を受診くださいますようお願いいたします。この受診率の向上が、今後の国民健康保険税の値上げ抑制につながることをご理解いただきたいとお願い申し上げます。

（5）地域医療の確保

地域医療の中核を担う倶知安厚生病院は、医師や看護師の方々のご尽力により少しずつ経営改善の効果がはかられてきております。課題としては、外国人に係る受診料の割増しが農林水産省の指針により、厚生病院ではできないこととなっております。この農林水産省の指針解消によっては、病院経営が好転する可能性も高く、関係町村での国に対する指針変更の要請活動を行っていきたくと考えております。

また、地域医療や救急医療の確保、医師の労働環境改善のため羊蹄山麓町村での「夜間急病センター」の取組を進め、病院所在地である倶知安町を中心とした近隣町村とともに、運営費の不足額の支援を行います。

また、倶知安厚生病院旧棟の改築については、令和3年度から工事を予定しており、その費用については「倶知安厚生病院医療機能検討協議会」において、山麓及び関係町村で負担することで決定しているところであり、今後はそれぞれの町村が負担する額、負担町村の範囲の調整と国や道への財政支援を要請し、負担額を決定することとなっております。

ニセコ医院の医療設備については、平成25年度に導入したCT及びエックス線装置に係る保守点検費用の一部を今年度から支援していくこととしております。

3 環境に優しいニセコの創造

豊かな自然や景観が、私たちの暮らしと経済基盤を支える本町にとって、自然と調和した、持続可能な社会を築くことが、本町の価値をさらに高め、自律したまちづくりにつながっていくものと考えています。また同時に、世界規模での気候変動が生じており、地球温暖化対策は急務の課題となっております。

本町は、農業と観光を主産業とするリゾート地として、脱炭素社会を目指す世界の先駆地となるべく気概を持ち、温室効果ガス削減と経済活性化の両立を目指してまいります。

そのために、エネルギーや地域経済の内部循環率を高め、環境・経済・社会の相乗効果を生む、「SDGs」の視点を基本として、「環境モデル都市第2次アクションプラン」を強力に推進します。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコ町の美しい景観は、先人の皆様のご労苦によって築かれた貴重な財産です。この自然環境と調和した生活を維持するため、ニセコ町環境基本条例、第2次ニセコ町環境基本計画、ニセコ町地球温暖化対策実行計画などに基づき、「環境創造都市ニセコ」の実現に向けた取組を進めます。

ニセコアンヌプリ山麓周辺を初めとする地域では、数件の観光施設などの建設が計画されています。これら開発がまちづくりに資するものであり、かつ環境と調和したものとなるよう、国定公園法や準都市計画、景観条例、地下水保全条例などの制度を運用し、「秩序ある開発」への誘導を図っていきます。

廃棄物処理対策について羊蹄山麓7町村では、可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業者へ業務委託をしています。本町では、観光客の増加に伴って、ごみ量も増加傾向にあることから、ごみの減量化と分別排出の徹底を図るため、「ごみ分別アプリサービス」を開始します。また使用済み小型家電についても期日を指定して収集します。

ニセコ斎場については、国道から奥まった場所にあることから、国道沿いに案内看板を設置します。また、市街地から離れていて近隣に民家もないことから、施設の安全管理を図るため委託による機械警備を導入します。

し尿処理につきましては、引き続き羊蹄山麓環境衛生組合により羊蹄衛生センターを運営いたしますが、今後の新施設の整備に向けて関係6町村での検討を加速させることとしております。

(2) 自立型省資源社会への転換

「環境モデル都市」として、豊富な地域資源を最大限に活用した循環型地域社会を創造するため、町民皆様と一丸となって「地球温暖化対策」を推進します。

本年度は、期間を5年とする環境モデル都市第2次アクションプランの実施2年度目となります。各分野、広範囲にわたる実施計画であり、町民の皆様や各事業所、関係機関との連携を図り環境・経済・社会に相乗効果を生む取組を進めます。

具体的には、建物の低炭素化や再生可能エネルギー設備の適切な導入、自転車の利用などを促進する条例の検討、SDGsの理念に即した街区整備である「NISEKO生活・モデル地区構築事業」の実施設計、併せて街区の整備・管理や再生可能エネルギーによる電力の供給などを行う「まちづくり会社」の設立など、幅広い分野で、温室効果ガスの排出削減と豊かな生活を両立する省資源社会を目指します。

(3) 林業の振興

林業は、ニセコ町森林計画やその他の森林振興施策との調整を図り、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう取組を進めます。

国や町独自の補助制度を活用し、民有林の整備促進と町有林の除伐などの適正管理を進めます。また、森林環境譲与税の導入を機会に、小規模であっても域内の木材を活用する方策、本町における木材加工・調達の仕組みや可能性について調査・検討を引き続き行います。また、最終的には、木材にとどまらず、資源の循環を目指す観点から様々な流通の域内調達率向上に向けた調査を併せて実施し、これらが地域ポイント制度として運用できるかの可能性についても検討いたします。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりと多様な文化活動やスポーツ活動の振興に努めます。

(1) 教育環境の充実

教育については、「第5次町総合計画」や「ニセコ町教育大綱」、「町教育振興基本計画」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、令和2年度からスタートする「第7期社会教育中期計画」に沿って、社会教育、社会体育の諸事業を支援していきます。また、「冬季北海道札幌オリンピック・パラリンピック」招致活動については、引き続き北海道並びに札幌市の要請に基づいて協力をしていきます。

(3) コミュニティ活動と国際交流の推進

コミュニティ活動の中核施設であるニセコ町民センターや中央倉庫群の利便性の向上に努めるとともに、コンベンション機能が発揮されるよう取り組みます。特に中央倉庫群においては、町外へのPRのみならず、町民の皆様、とりわけ、子どもや子育て世代の利用促進する取組を進め、多くの皆様が気軽に懇談でき、安らげる「居場所」として愛される施設となるよう環境整備を進めます。

集落再編により整備した地域コミュニティセンターについては、2018年から指定管理者の施設維持経費の負担軽減策を講じておりますが、本年度も民間企業の協力により、電気料等の負担の軽減を継続します。

また、西富地区周辺におけるコミュニティ活動や防災時の拠点である西富地区町民センターにつ

いては、建物工事が完了し、今年度は外構工事を実施します。

本町の国際交流については、国際交流員の活躍により、気軽で楽しい交流が数多く行われております。本年度も、一般財団法人自治体国際化協会の支援を受け、国際交流員を継続配置するとともに、多文化共生に向けた理解の促進と、各種の国際交流活動を支援します。

5 安全で安心な暮らしを支える

町民皆様や来町される皆様が、安全で安心な生活環境の下で暮らし、過ごすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤や社会基盤の総合的な整備に引き続き取り組みます。

(1) 防災・救命対策の強化

近年、我が国は自然災害が頻発し、全国各地で毎年甚大な被害が発生しています。本町では、昨年度から進めている防災資機材等の整備を今年度も進めるとともに、地域防災組織の立ち上げを昨年度に引き続き、拡大・充実できるよう進めます。

また、「ニセコ町地域防災計画」並びに昨年策定した「国土強靱化地域計画」に基づき、町民の命と財産を守るための「防災・減災・国土強靱化」対策に引き続き取り組みます。災害発生時に迅速かつ的確な行動を取ることができるよう防災訓練の実施並びに研修会等の参加により、職員の災害に対する実務能力を高めるとともに、町民に対する防災情報の周知・広報活動の工夫に努め、自治会などとの連携により、地域に根差した防災活動のための基盤づくりを進めていきます。

原子力防災対策につきましては、国や北海道及び関係自治体などと緊密に連携し、「ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、原子力防災対策について、引き続き周知・啓発を行います。

また、本町の地域防災対策の拠点となる「役場新庁舎」並びに「防災センター」については、「ニセコ町役場新庁舎建設実施設計」に基づき、昨年度1期工事を終え、本年度に2期工事となる地下1階、地上3階建ての新庁舎完成に向けての工事を実施します。

消防業務につきましては、羊蹄山ろく消防組合と連携を取り、救急業務の要である職員の技術向上を目指し本年も消防学校への研修に派遣することとしています。

(2) 情報基盤の充実

一昨年、全道で起きたブラックアウトの際にも、防災通信としてのコミュニティFM「ラジオニセコ」が、逐次最新の情報を放送し続けるなど、大変大きな役割を果たしてくれました。昨年行ったラジオニセコの聴取率調査では、48.7%と約半数の方がラジオニセコを聞いていただいていることが分かりました。ラジオニセコについては、行政情報を初め、町内の各種団体、観光イベント、ニセコルールにおける雪崩事故防止情報など、町民皆様や観光客の皆様への様々な情報発信を行っており、地域にとって欠かせない情報元として、その信頼性は年々高まりを見せています。

また、ラジオ局を通じて新たなコミュニティ活動も生まれ、着実に広がりを見せています。日本では珍しい「ラジオ劇団」が創設され、毎年ラジオ劇を放送し、さらには多くの町民や観光客の皆さんが出演するなど、まちづくりにも大きな成果を上げています。今後さらなる発展を期するため、新入社員への研修や放送設備更新などに対して継続して支援を行います。

さらに、町内の光ファイバー網の強化を図るため、町が保有する光ファイバー通信施設のうち、

2003年から2004年に工事した「第1期工事分」をこの夏にも、第1種放送事業者に移管する予定としております。

(3) 住環境の整備と定住促進

公営住宅のミスマッチ解消と不足する子育て世帯に対する住宅施策として、新たな団地の整備の検討を進めています。これまで関係機関等で協議してきた内容を踏まえ、本年度は施設整備の内容を具現化するための基本設計を行い、国の定める省エネ基準を上回る公営住宅の建設を進めます。

そのほか、新有島団地の長寿命化型改善工事を実施するとともに、民間賃貸集合住宅に対する建設費への補助制度を継続します。

また、本町の人口増加傾向を維持するためにも、本年度も移住・定住意識が高い都市部を重点化して町のPRを行います。さらに、本町の地域課題・地域課題の解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊の導入を継続し、自治創生を推進する担い手の確保を図ります。また、地域おこし協力隊の活動拠点として中央倉庫を活用し、その運営についても引き続き指定管理者へ委託をし、活動の自律性を高めていきます。

(4) 道路交通網の整備

町道は整備後数十年経過している路線が多く、舗装の劣化や防護柵の破損が進んでいます。2018年に策定した「道路維持管理計画」に基づき、財源となる起債等の活用を図りながら適正な維持管理に努めます。

町道の整備については、新規事業として「駅前西三線通歩道整備」の実施設計、継続事業として「近藤七線通」の改良工事、「羊蹄近藤連絡線」の舗装及び歩道の整備を行います。また、「ニセコ湯ノ里線」ののり面補修、「曾我停車場線」の擁壁補修、「福井南三線二千年ふるさと橋」の補修工事を行います。

このほか、道路側溝やガードケーブルなどの補修を進めるとともに、冬期間の除雪について、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全確保に努めていきます。

(5) 地域交通の確保

にこっとBUSを含めた町内の交通手段最適化のため、これまで3年間の調査を踏まえ、昨年度から新たに3年間、交通手段最適化のための調査・実証試験を行っております。本年度は、自家用車を活用した住民相互の相乗りによる助け合い交通システムの実証試験の拡充、デマンドバスの混雑緩和と既存冬季周遊バスを統合した「ニセコウインターシャトル」の運行試験を継続して行います。

(6) 空き家対策

地域の安全と生活環境、良好な景観の保全のため、「ニセコ町空き家等対策計画」を2018年3月に策定し、これまで空き家実態調査、物件の所有者への利活用の意向調査、管理不良の空き家に対し、景観条例に基づく指導・助言を行ってきました。今後、増加が予想される別荘空き家について、その利活用に向けた仕組みづくりの検討を進めます。

(7) 上下水道

水道事業は、本年度から本格的に水道管路施設の更新事業を進め、施設の老朽化対策を進めてい

きます。また、近年、降水量が減少傾向にあることから、水道水源の補充確保について検討を進めます。

下水道事業については、施設の適切な更新と維持管理を行うため、「下水道事業ストックマネジメント計画」の調査を令和元年度から進めており、今年度に計画を策定します。今後、この計画に基づき、国の補助事業による施設の計画的な更新を進めることとしております。

6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

ニセコ町総合計画、国が進める地方創生との連携の下、本町の第2期自治創生総合戦略に取り組むとともに、SDGs未来都市計画及び環境モデル都市第2次アクションプランを基軸に、町が保有する行政財産・資源の有効活用を図り、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

(1) 総合計画によるまちづくりと行財政運営

12年間の計画期間である「第5次ニセコ町総合計画」は、4年ごとの見直しを行っておりますが、今年度は令和2年度、本年度から最後の4年間としての見直しを行います。

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を進めていくためには、住民自治の視点から事務事業や財政の見える化を絶えず行い、整理・再構築していく必要があります。今後も引き続き、各種の事務事業の検証を行いながら、長期的な視点に立ち将来のまちづくりを展望した行財政運営を進めていきます。

さらに、自主財源の確保も極めて重要な課題であり、新たな「目的税」である宿泊税について、制度設計の熟度を上げ今年度中の条例制定を目指しますが、今後とも多くのご意見をいただく中から、具体的な制度設計の熟度を上げていく所存であり、ご協力をお願いいたします。

ふるさとづくり寄附制度については、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く図るとともに、地域にとって有用な事業展開となるよう、節度をもって運用を継続していきます。

(2) 自治創生の推進

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく人口減少対策として、平成27年度に策定した「ニセコ町自治創生総合戦略」は、想定した人口規模を確保しつつ、この3月に計画を終了します。しかし、日本全体としての人口減少傾向に歯止めがかからないことから、国からは2期の計画策定が求められ、本町においても令和元年度に町民の皆様や関係者の皆様との協議を重ね、この3月に「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」を策定します。令和2年度からは、様々な社会情勢の変化への対応や関係する計画との整合性を踏まえつつ、人口減少対策と地域経済循環の強化に向けた取組を進めていきます。

(3) 計画的な公共施設管理

各公共施設の維持管理などに関しては、平成28年に策定した「公共施設等総合管理計画」及び公営住宅や道路・橋梁、上下水道などの個別施設計画に基づき、計画的な維持修繕、類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直し、廃止等、適切なマネジメントの実施に努めます。また、町が保有する資産については、売却や貸付け等の有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めます。また、「ライフサイクルコスト」を重視した発想への転換を図り、国の諸制度を最大限活用しつつ、未来を見据えた社会基盤の整備を進めていきます。

あわせて、事務事業における危機管理対策として、事務事業継続計画を策定いたします。

(4) 広域行政の推進

広域行政については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険に関する事務を後志広域連合で行っており、今後も引き続きこれらの事務についての広域事務を推進します。

また、羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合の共通経費等の負担が毎年増加している現状から、関係町村とも協議しながら本町負担の軽減につながるよう対策を講じていきます。

以上、令和2年度の町政執行に関する基本的な方針を申し上げましたが、本年度もこれまでと同様、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、1つとして資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環というニセコ町が将来にわたって自律していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコ」づくりに努めてまいります。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、令和2年度の町政執行方針といたします。

なお、事業の詳細につきましては、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」を御覧いただきますようお願いを申し上げます。

予算全体額につきましては、本ページに記載のとおりとなっております。

また本年度もよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和2年度町政執行方針の説明を終わります。

◎日程第6 令和2年度教育行政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、令和2年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） 引き続きまして、私のほうより令和2年度教育行政執行方針について説明をさせていただきます。なお、お手元にニセコ町教育行政執行方針の概要版も用意しましたので、ご参考にご活用いただければありがたいかというふうに思います。

それでは、令和2年3月10日、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

お手元の資料1ページをお開きください。

令和2年度（2020年度）ニセコ町教育行政執行方針。

令和2年第1回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について説明いたします。

様々な仕組みが急速かつ大きく変化している現在の社会は、情報化社会、Society4.0と言われておりますけれども、それから新たな社会、Society5.0に移行しようとしています。IoT、これはモノがインターネットで通信することを指しますが、やAI（人工知能）などを活用して、様々な課題を克服しようとする新たな社会では、働き方にも大きな変革が起こることが予想され、これらの社会変化に対応できる人材を育成することが重要な教育課題となっております。

本年度から小学校、2021年度から中学校、2022年度からは高等学校で新学習指導要領が導入されます。本指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、その実現に必要な教科等横断的な学習を進める「カリキュラム・マネジメント」の確立を両輪として機能させることが求められております。

本町では「ニセコ町教育大綱」「ニセコ町教育振興基本計画」の理念及び具体的施策に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携を図る中、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

その推進の重点として、

①として「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動と一体化を図りながら地域教育資源を活用して、子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会の拡充に取り組みます。

②として「学校における働き方改革」を踏まえ、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支援する体制を整え、学校内外で教育の質を高められる環境づくりを進めます。

以下、令和2年度の主な施策について申し上げます。

I 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

乳幼児期の育ちは、家庭を基盤としながら、成長に応じた子どもたち同士の関わりや様々な人たちとの交流を通して培われていきます。この時期に、親子がしっかりと向き合い、豊かな子育てができるよう、地域子育て支援センターでは、交流の場や子育てについての情報提供、保健師や栄養士による相談、助言などの取組を充実させ、子どもの健やかな育ちを支援していきます。また、一時保育や休日保育のほか、子育てに関する講習や親がリフレッシュできる講座内容の充実、来訪しやすい環境づくりなど、親子が気軽に集い、楽しく、安心して子育てができる場の提供を進めます。

また、子育て中の家庭支援、学童保育、放課後子ども教室、幼児センターの運営など、子育て施策を一元的に対応できる体制について検討してまいります。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児教育及び保育の両面を担う幼児センターでは、遊びや生活を通して、たくさんの学びや発達を促していきけるよう、運動機能や情緒的・知的な面、社会性などを育てていきます。また、戸外や自然の中で伸び伸びと遊べる環境の充実、家庭・地域との連携を図るコミュニティ・スクールの取組のほか、継続して外部講師による職員の資質能力の向上を目指した園内研修を計画的に実施し、教育及び保育の一層の充実に努めます。

ニセコスタイルの一貫教育と連動し、園児が英語に触れる機会を継続的に設けるとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を大切に、子どもの発達や小学校への接続など学びの連続性を踏まえ、子ども同士、教職員同士の交流を進めます。

(3) 人権・健康教育の推進

学齢期における子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取組を進めます。

小、中学校では道徳教育及び健康教育の充実に努めます。また、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、運動部活動への支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

フッ化物洗口については幼児センターでの取組を継続するとともに、小学校において保護者アンケートの実施を検討するなど、歯・口腔の健康づくりに取り組みます。

(4) 学校給食の推進

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者との連携を図り、第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

また、今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、給食センターを増築し設備等を拡充して施設機能の向上を図ります。アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携し、個別に対応していくとともに、今後のアレルギー対応に係る検討を進めていきます。

2 生活習慣と社会性の育成

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。PTA活動における家庭教育学級の実施などを通して、家庭と学校がより連携を深め、健康で明るい家庭生活を営むための交流学習の機会や、子育てに不安や悩みを抱える親の共通理解とその改善のための取組に対し支援を行います。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取組を一層進めます。職場体験や現場実習による生き方教育、外部人材による特別授業など、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

3 確かな学力の育成

(1) ニセコスタイルの教育推進

小中学校の計9年間を通じて教育方針や目標を設けていく、連続性のある教育を中心に、幼児センターや各学校が連携した特色ある教育の実践に努めます。本年度から小学校外国語科・外国語活動が本格実施となりますが、「ニセコ町英語教育推進プラン」の下、外国語指導助手の配置を引き続き実施し、幼児センター及び各学校全体で英語教育の充実に努めるとともに、中学生が受検する実用英語技能検定の検定料の一部を助成するなど英語学習の支援を強化していきます。また、地域の事柄を探求するふるさと学習「ニセコ学」の確立に向けてカリキュラムの研究や作成に継続して

取り組みます。

小学校で新たにプログラミング教育が始まることから、教材や学校ICT環境の整備に努めるほか、中学校においては来年度から導入される新学習指導要領を踏まえた適切な教育課程の編成と実施に取り組みます。

地域の様々な教育資源を活用し、幼児から小、中、高校生まで連続性のある「ニセコスタイルの教育」を進め、新しい時代に必要な子どもたちの資質・能力の育成に努めます。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導力向上を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組みます。

また、特別支援講師の配置を拡充し通常学級での学習支援の充実を図るとともに「ことばとまなびの教室」への通級指導、支援などを引き続き進めます。

4 学校経営の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開し、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育の充実に取り組みます。

コミュニティ・スクール委員会の活動は、活動目標である「ニセコ・アクションプラン」に基づき学校運営の基本方針をチェックすることで、学校経営や教育内容への効果的な繁栄を図ります。また、コミュニティ・スクール委員会に設けた部会では、各学校と連携した情報発信の強化及び学校支援ボランティアの確保に努め、教育活動への具体的な支援や地域と連携した事業の充実を図ります。

(2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、町立高校として地域との密接な連携の下、農業と観光を融合した産業人の育成を目指し、緑地観光科として魅力ある教育課程の編成と実施を基本に、町内外の事業者や大学、海外協定先であるマレーシアYTLホテルズなどとの連携を一層図るなど、教育内容の魅力を高める取組を進めます。また、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

令和4年度からの新学習指導要領実施に向けてカリキュラムの見直しを図り、社会人としてのスキルを身につけられる教育課程の実現に努めます。

また、生徒数の確保については、町内外の中学校との連携を強化するとともに、学習環境改善や寄宿舎整備など生徒の生活支援及び募集範囲の拡大など具体策について検討・立案し、スピード感のある取組を進めていきます。

(3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒を取り巻く諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクールコーディネーターの活用により、外部機関とも連携し、教育相談や生徒指導に係る学校の取組を支援します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」に努めます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取組をコミュニティ・スクールの活動と連動させ、継続します。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取組を担う立場でもあることから、一人一人の資質・能力の向上を目指した研修の推進及び充実に努めます。本町の教育方針の共有を図る場として、町内の教育関係者が一堂に会する「ニセコスタイルの教育の日」を開催します。

勤務管理の面では、昨年改定した「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」や新たに制定した「ニセコ町立学校における部活動の在り方に関する方針」に基づき、勤務環境の整備に向けた各種施策に取り組めます。

6 教育環境の充実

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室や通学路を点検などの安全指導のほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。引き続き、安全第一の運行に努めるとともに、適切な路線設定による運行時間短縮に取り組めます。

(2) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組めます。近藤小学校については、児童数の増加に伴う教室の増設について検討を進めるとともに、必要な対応を行います。

また、国が進めるGIGAスクール構想を本町でも推進し、各学校の校内LANを高速広帯域の設備に更新し、義務教育課程の全ての児童生徒がPCを利用できる「一人一台」の環境づくりに取り組めます。

このほか、新学習指導要領の実施に伴う指導書の更新及び各学校において必要とされる教材等の整備を進めます。

(3) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロールの仕組みを基本とする教育委員会運営について、持続的安定性の

確保と活動内容の充実に努めます。近年、子どもの人数増加への対応など町独自の課題を初め、各般にわたり教育を取り巻く課題が増えています。教育委員による学校・教育施設への訪問や教育行事への参加、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化などを通じ、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めます。

学校教育法に基づく就学援助制度の運用については、昨年度に制度改正を行った就学援助費の認定倍率の引上げ及び新入学児童生徒学用品費等の入学前支給についてなど、適切な運営に努めます。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の創造

令和2年度を初年次とする第7期社会教育中期計画に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関、団体などの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を推進してまいります。

子育て支援体制の充実では、子どもが安全で安心して学び・遊べる場として、放課後子ども教室を開設し、子どもの自主性や協調性、創造性を育みます。

多文化交流機会の充実では、職種や年代、国籍を問わず、誰もが取り組める事業の実施や支援、国際的な視点での多文化理解の場となるスポーツの機会や芸術・文化活動を提供するための工夫に努めます。

地域を知る機会の充実では、ニセコ町の恵まれた自然環境とその保全や郷土の歴史をより深く理解する機会（地元学）の提供に努めます。

高齢者の健康では、仲間づくりや学習を通して、高齢者が生きがいと社会における関わりを実感することが重要なため、「寿大学」を引き続き開講します。

寿大学学習会では、健康づくりを柱とした交流の場の提供と趣味や教養の幅を広げ、生活の一助となる内容の充実に努めます。

このほか、北海道日本ハムファイターズやアスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展、児童生徒の作品展など、学習の機会や成果を多くの方に広める場の提供に努めます。

さらに、子どもたちが、ふるさとの人や文化、自然などの身近な教育資源に触れ、「集い・学び・遊び・感じる」ことができる場として、「こどもふるさとみらい塾」、仮称ではありますが、を開設します。また、子どもたちが未来へ向けてたくましい心と体を育むことを狙い、既存の青少年教育事業の充実に図ります。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

児童がふるさとに自然に触れる場やアウトドア体験活動を通して体力増進を図るための事業や、小学校低学年を対象に、様々なスポーツ体験から健康な体づくりや関心を高め、好きなスポーツや自分に合ったスポーツを見つける機会とする事業をスポーツ推進委員並びに地域の方々の協力を得て、実施します。

また、児童生徒がウインタースポーツを身近に親しむことができるよう、「スキーのまちニセコ」ならではの環境整備と支援を目的に、スキーリフト券助成事業を町内スキー場の協力を得ながら継続します。

さらに、幼児用スキーの貸出し事業やこどもスキーフェスティバル、スキー・スノーボード教室及び講習会、夏休み早朝ラジオ体操会も継続して実施します。

町民の健康増進と親睦を目的として定着している、運動公園開幕スポーツ大会を初め、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のための町長杯スポーツ大会の開催を支援してまいります。

第38回目を迎えるニセコマラソンフェスティバルについては、本年度も安全面の確保や運営面の改善に配慮しながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体の活動やスポーツ少年団への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進と指導者の育成に努めてまいります。

町として、現在取組を進めている冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動への協力を通して、未来を見据えた「ウインタースポーツの文化」、「オリンピックレガシー」を掲げて、子どもたちの夢や希望を持つ心を育むとともに、町の発展につながる活動を目指します。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、整備目標が必要であると考えております。

有島記念館の設備面においては、経年による老朽化が課題となっていることから、長期的な展望に立った施設の運営方針に基づき、計画的な改修と適切な維持管理に努めます。

また、有島記念公園などの施設周辺につきましても文化・芸術施設にふさわしい環境の維持を基本としながら、その活用について引き続き検討を進めます。

8 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子ども向けの施策では、小中高校生を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催し、子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養います。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館等の施設を活用し、音楽鑑賞など、芸術に触れる機会の確保に努めます。

さらに、中央地区に所在する中央倉庫群、S L 9643号及び配置予定であるニセコエクスプレスなどの旧鉄道車両、JRニセコ駅周辺を、仮称ではありますが、「ニセコ鉄道遺産群」として、鉄道とともに栄えた同地区並びに本町の歴史的文化財として保存し、日本国の鉄道事業の礎を築いた有島武や曾我祐準など本町とゆかりのある人物の功績などを伝承します。本事業を発展的に展開するに当たっては、有島記念館を拠点として、ニセコ町鉄道文化協会との連携の下、本町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、鉄道文化遺産に対する理解と愛着を深めるための取組を行い

ます。

このほか、有島記念館の郷土資料館としての機能充実に取り組みます。

(2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、活動拠点である「あそぶつく」を中心として、日常的に楽しく、身近に読書ができる環境づくりを進めます。指定管理者と連携を図り、町民の「あそぶつく」利用の一層の促進、施設運営に関する必要な支援に取り組みます。

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、「あそぶつく」の利用をさらに進めるとともに、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書の有効利用を図ってまいります。学校図書館支援員の継続配置による学校図書館の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議及び連携を図り、町全体での読書環境充実と読書習慣定着を図ります。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館において、大正期を代表する作家有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを紹介するとともに、文学、郷土史、美術品に関する企画展のほか音楽や講座などの普及事業を開催します。さらに有島武郎の認知度と理解を得るため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館等と連携して開催します。

また、貼り絵作家の藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を藤倉氏とゆかりのある地域で開催するとともに、同氏の協力を得て、子どもや一般町民を対象とした貼り絵教室や講座を開講するなど、より多くの人に親しまれる記念館を目指します。

9 多文化共生の推進

多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業を実施、支援してまいります。

国際理解、多文化理解の視点では、放課後子ども教室において国際交流員による英会話をより身近にするための体験カリキュラムや、寿大学学習会など幼年者から高齢者まで幅広い年代を対象に多文化に触れる機会を提供します。また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童との触れ合いなど交流の場の企画に努めます。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り理解する機会」を引き続き提供します。本年度は滋賀県高島市への訪問「少年洋上セミナー」並びに鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受入れなどの交流事業を実施します。

令和2年度におきましても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存でございます。

町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育行政執行方針の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和2年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 請願第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、請願第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願の件は、会議規則第91条の規定に基づき、総務常任委員会に付託します。

◎日程第8 請願第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、請願第2号、開発規制見直しに関する請願書の件は、会議規則第91条の規定に基づき、産業建設常任委員会に付託します。

この際、議事の都合により14時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 報告第1号から日程第10 報告第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）及び日程第10、報告第2号 決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の件の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） よろしくお願ひいたします。それでは、日程第9、報告第1号 専決処分した事件の報告についてでございます。

議案の4ページをお開きください。報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）。

破損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年2月6日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1、損害賠償の相手方、住所、ニセコ町 [REDACTED]、氏名、高橋峰子。

2、事故の概要、令和2年1月17日午後2時頃、[REDACTED] 団地 [REDACTED] 室内にて、入居者、高橋氏不在のため、高橋氏からの要請により町職員が水落とし後の給水対応を行い、その後作業を終え、住宅を出た後に、電気温水器の安全弁及び減圧弁が故障していたこと及び電気温水器の排水溝の詰まりが原因で同日午後7時頃、近隣住民からの連絡を受け、漏水を発見し、高橋氏所有のバレイシヨ及び米が浸水し、腐敗したものであります。公営住宅の管理者である町としての過失を認め、損害賠償を行い、和解した。

3、損害賠償の額、金5,600円（被害物の10割）。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、6ページになります。報告第2号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）。

車両損害事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年2月12日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1、損害賠償の相手方、住所、江別市[REDACTED]、氏名、谷和幸。

2、事故の概要、令和元年12月26日午後4時45分頃、ニセコ町大字本通131番地、町道松岡通になります。そこで谷和幸氏の使用する自動車が運転中に冬期通行止めとして堆積していた雪壁に衝突し、車両前方のバンパー等が破損したものである。道路の管理者としての過失を認め、損害額の5割を支給し、和解した。

3、損害賠償の額、金20万6,207円、全体金額では41万2,413円。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

報告第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

斎藤議員。

○5番（斎藤うめ子君） 報告第1号の説明がちょっと分かりづらくて、もともと事故の概要が説明あるのですけれども、入居者不在のために要請があったところに、故障していたから来てくださという要請があったわけですか、その辺のところを。そしたら、要請によって町職員が水落としの後に給水対応を行って、作業を終えた後に電気温水器の安全弁及び減圧弁が故障していたことというの、故障を直すために入れたのか、その辺のところはちょっと分かりづらいので、もう一度この文章を説明していただけますか。結局過失は町の側にあったということで全額補償したわけですが、そのあたりの説明をもうちょっと詳しくしていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） すみません、コロナの関係でマスクしていて、ちょっと聞きづらかったら申し訳ございません。今の斎藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1月17日の午後2時頃、うちの職員のほうに連絡がありまして、高橋さんのほうから、水を出してほしいと。長期娘さんの自宅のほうに滞在していたということで、水を落としていたというのが当初の始まりです。自宅のほうに戻ってくるのに、水を落としていたものですから、その水を出してほしいという要請があったため、うちの職員が水を出しに行ったということになっています。水を落として、水を出すまでの間というのは問題なかったのですけれども、水を出す行為をやった後に、温水タンクにたまるのに大体4時間から4時間半ぐらい、タンクに水たまるまでかかるのですけれども、その水を出すための行為をしたときに、減圧弁と今言った安全弁、そこが故障し

ていて水が漏れてきていたと。本来であれば、タンクの下に排水溝があるのですけれども、水が漏れた場合もその排水溝を通じて流れるようになっているのですけれども、綿ごみがちょっとたまっていて水が流れなかったということもあって、米と今言った芋が置いていたものがぬれてしまったという原因です。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいまの説明で大分分かりましたけれども、もともとはただ水を落とっていたのを戻ってくるので、出るようにしてほしいということだけで入ったわけですね。違いますか。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） はい、そのとおりです。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ところが、実際には、これの説明によりますと温水器の安全弁とか減圧弁がごみか何かがつまっていた関係でしょうか、スムーズに流れなかったということで水がたまってしまったということでこういう事故が起きたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 水を出すまでの間は、まず止めていたので、そのときは全く問題なかったのですけれども、水を出す行為をして、職員がしばらくそこを退出したときに、安全弁と減圧弁が故障していて水が漏れてしまったということなのです。ずっとうちの職員が団地に4時間半もいるわけではなかったのに、その間に減圧弁と安全弁が故障して、そこから水が漏れたということです。本来であれば、そういう事故を未然に防ぐために排水溝というのがあるのですけれども、その排水溝がたまたま掃除をしていなかったために綿ごみがたまっていて、流れが悪くて芋と米をぬらしてしまったということです。理解できますか。

○5番（齊藤うめ子君） はい、分かりました。ありがとうございます

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 今回の事案のいわゆる瑕疵の範疇に関わってなのですけれども、排水溝の維持管理不足もニセコ町の住宅を管理する担当に瑕疵があると、そういう判断なのか、それともニセコ町の備品として提供しているものが不備だったから起きたのかという、この2つのどちらなのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） 本来であれば、入居者の方も排水溝についてはきちっと清掃してくれれば少しこの被害は防げたかなというのは正直あります。ただ、その辺のちゃんとした啓発行為がちょっと薄かったのかなというところもありまして、減圧弁と安全弁が故障していたというのは事実なので、この関係については町のほうに過失があるかなという判断をして今回賠償しました。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 類似の案件も今後予想されるかなというふうに思うのですが、現在他のところで入居されている方々への周知徹底というのはどのように考えられているかお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧参事。

○建設課参事（黒瀧敏雄君） この件については、4月の住宅料の関係の配付のときに、こういうような案件がないように啓発の文書を一緒に入れようかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第2号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第11 承認第1号から日程第14 承認第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から日程第14、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件までの4件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

横長の議案を用意していただきたいと思います。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページは令和2年1月27日付での専決処分を掲載しております。

5ページになります。令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,395万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年1月27日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入歳出を6ページから7ページに載せてございます。

8ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

9ページの歳出を御覧ください。今回の補正額277万7,000円の財源については、全て一般財源となっております。

先に、歳出よりご説明をいたします。11ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目観光費では、本年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯において館内の電力供給及び給湯ボイラーの熱源の補填、それから停電時に避難施設としての機能を発揮させることを目的にコージェネレーションと配湯槽内に熱交換器を設置をいたしました。この工事は環境省の補助金を受けて実施したもので、先般1月16日に行われた補助執行団体の一般財団法人環境イノベーション情報機構による現地調査を受けた際に指摘事項として、補助事業で導入した設備が停電時においても速やかに機能が発揮できるよう非常用発電機を常設で設置する必要がある、令和2年2月末までに非常用発電機を常設することとの指示を受けました。本町といたしましては、停電時にその都度発電機をリースすることを検討していましたが、導入した設備の機能が速やかに発揮できないことから、非常用発電機を年間リース契約により常設するとともに、キュービクル等の設備に発電機対応を可能にするための改良工事を実施するものです。これによりまして、停電時においても浴室でシャワーを使用することができるようになり、さらには水道水も使用できるようになるため、懸案事項でありましたトイレの使用も可能となり、避難施設としての避難者の健康面と衛生面に配慮した環境改善を図ることになります。今回の設置工事に係る全体費用は277万7,000円で、その内訳は14節の使用料及び賃借料で発電機の借り上げ12万3,200円と運搬費1万1,000円で13万5,000円の計上、また15節の工事請負費では綺羅乃湯施設の改修工事でキュービクル式高圧受電設備配電盤改修工事で264万2,000円の計上となります。

続きまして、10ページ、歳入でございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を277万7,000円増額補正するものでございます。

本件については早期緊急的に対応する必要があり、1月27日付で専決処分による補正を行ってございます。なお、専決処分に関わる本補正予算の各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については、別紙でお配りしております補正予算資料のナンバー1を御覧いただきたいというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、承認第2号、専決処分した事件の承認について説明をいたします。

議案の13ページでございます。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

15ページは令和2年2月12日付での専決処分書です。

17ページになります。令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,436万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月12日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入歳出を18ページから19ページに載せてございます。

20ページには歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入。

21ページの歳出を御覧ください。今回の補正額40万3,000円の財源については、全て一般財源となっております。

先に、歳出より説明をいたします。23ページをお開きください。10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター費、11節の需用費の修繕料で40万3,000円の計上です。こちらは、学校給食センターにある2台の調理用回転釜のうち1台のインバーターが故障し、早急に修理する必要が生じたことから、インバーターの交換に要する費用を補正するものでございます。

次に、22ページでございます。歳入、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を40万3,000円増額補正するものでございます。

本件につきましても早期に緊急的に対応する必要があり、2月12日付での専決処分による補正を行ってございます。

なお、こちらにつきましても専決処分書の各会計総括表及び一般会計歳入歳出の内訳、補正予算の内訳については、別冊にお配りしております補正予算資料のナンバー2を御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、日程第13、承認第3号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

議案の25ページになります。承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度にニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定より報告し承認を求める。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

27ページは令和2年2月17日付での専決処分書です。

29ページになります。令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ580万8,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ55億5,016万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月17日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入歳出を30ページから31ページに載せてございます。

32ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入。

33ページ、歳出でございますが、今回の補正額580万8,000円の財源については全て一般財源となっております。

それでは、歳出より説明をいたしますので、35ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節の繰出金では、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金の補正をするもので、484万8,000円の計上です。

2目予防費、11節需用費の医薬材料費では、新型コロナウイルスに関わる感染症対策を強化するため、消毒用アルコール等の購入費用44万円を補正するものです。

36ページになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費では52万円の計上です。こちらは、ニセコ小学校の中央階段に設置しております火災発生時用の防煙シャッターが作動しないとの指摘を受け、製造メーカーに確認してもらったところ、設置している3基、これは1階、2階、3階に各1基ございますが、その3基ともシャッターの建具にあるゴムが経年劣化で固まり、それが原因でシャッターが開閉できなくなっていることが判明をいたしました。さらに、2階シャッターの開閉器故障やシャッターの位置ずれを起こしていることも判明し、それらの対策工事に要する費用を補正するものでございます。

次に、34ページでございます。歳入でございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため、前年度繰越金を580万8,000円増額補正でございます。

本件につきましても早期緊急的に対応する必要があるまして、2月17日付での専決処分による補正を行っております。

なお、こちらにつきましても、補正予算の内容、各会計総括表及び一般会計の歳入及び歳出の内訳等につきましては、別冊の補正予算資料のナンバー3を御覧いただきたいというふうに思います。

承認第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、承認第4号 専決処分した事件の承認について説明をいたします。

議案の37ページでございます。承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

39ページは令和2年2月17日付での専決処分書です。

41ページになります。令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ484万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,966万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月17日、ニセコ町長、片山健也。

42ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入、歳出を43ページに載せてございます。

44ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を44ページ。

45ページの歳出、今回の補正額484万8,000円の財源については、全て一般財源となっております。

先に、歳出よりご説明をいたします。47ページをお開きください。2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、15節工事請負費では、仮設送水管布設工事で480万3,000円の計上です。こちらは、ニセコ地区の配水池の取水施設で湧水量が急減し、配水区域内で断水する危険性が高まったため、その緊急対策として曾我第2地区配水池からニセコ地区配水池へ仮設送水管と圧送ポンプを設置し、水を送水することといたしました。さらに、ニセコ地区配水池への送水に当たり、供給元となります曾我第2地区配水池及び曾我第2浄水場の制御盤を改造する必要があることから、それらの対策工事に要する費用を補正するものでございます。16節原材料費についても、曾我地区第2配水池からニセコ地区配水池への仮設送水管の布設に伴いまして送水状況を監視するための遠隔監視装置の設置に必要な量水器4万5,000円を補正するものでございます。

次に、46ページ、歳入でございます。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出均衡を図るため、一般会計繰入金を484万8,000円増額補正するものでございます。こちらも早期緊急的に対応する必要がありまして、2月17日付での専決処分による補正を行っております。

なお、こちらにつきましても、専決処分に関わる本補正予算の各会計総括表及び一般会計並びに簡易水道事業特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については、別冊補正予算資料のナンバー3を御覧いただきたいというふうに思います。

承認第4号に関する提案理由の説明は以上でございます。

(何事か声あり)

1点訂正をお願いいたします。承認第1号の11ページにお戻りいただきたいというふうに思います。商工費の中でニセコ駅前温泉綺羅乃湯についてのご説明をさせていただきましたが、補助執行団体の名称を私財団法人というふうに申し上げたということで、申し訳ございません。補助執行団体、一般社団法人の環境イノベーション情報機構、ここによります現地調査を受けて指摘をされた状況でございます。訂正をさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件の質疑に入ります。

高木議員。

○8番(高木直良君) 2つありまして、1つは衛生費、目2の予防費で医薬材料費ということで購入しておりますが、これは先ほどの説明でコロナ対策に関わっての衛生用品、マスクとか消毒薬ということでもありますけれども、これはこの時点で現場にはかなり少なくなっているという危機的なものが切迫していたのか、あるいは今後予備的に先回りしてといたしますか、安全を確保する意味で購入するというので計上されたのか。そして、今現在一般の我々が購入しようとするほとんど店頭には空っぽになっているわけですが、これは既に購入して、必要なところにもう配備されているものなのかどうか、まだ配備しなくて予備的なものであるのかという、どちらかということをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、学校の防煙シャッターの不備ということで、ご説明の中ではゴムが3基とも劣化をしていたということなのですが、これは例えば学校での防災訓練とか、そういうときにこれを実際に稼働させる、あるいはそれがなくても定期的に動かしてみようというような、そういうことをされてはいなかったのかどうか、それについてお聞きします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、2目の予防費のご質問についてお答えいたします。

今回のこの補正については、それぞれ施設での消毒等の強化というところで、備品等を新たに購入して配置するという手配をしたものでございます。その内訳をちょっとご説明したいと思います。まず、役場の玄関にも、そこにも置いております。1リットルの手でびゅっとやるアルコールのやつ、これ合わせて今70本発注しております。それと、その中身がなくなったときに補充する補充用の5リットルのもの、これを12個発注しております。そのほかに、これはカウンターなどを拭く除菌用の薬といいますか、イータックという商品なのですけれども、こちらを11本。さらに、マスクについては現在1万枚の発注をしております。それと、そのほかに医療用の消毒液を3本、次亜塩素酸エタノール、それからスプレーボトル、これは仮に施設内での感染が特定された場合に施設を消毒するための薬用のものというご理解でいいと思うのですけれども、これらを発注しているところでございます。なお、それぞれ発注したものについては、まだ1リットルのポンプのものが19本、5リットルの補充用のものが5個、除菌用の11本頼んでいるものが1本、マスクに至ってはまだ納入がない。そのほか、次亜塩素酸エタノールなどは購入がありますが、来ているものについては順次施設に配置はしているというところでございます。来ていないものについては、今のところ業者等にも確認しておりますが、マスクなどはまだいつ入荷できるか分からないというような状況でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（前原功治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災訓練等では、シャッターが下がることで挟まれたりする危険性があるということで、基本的に防災訓練等でそれが使われるということにはございませんでした。また、結論から申し上げて定期的にチェックができていたかというところ、そこもできていなかったという状況で、このたび救命袋等の設置も含めて総点検した中で不具合が分かったというところでございます。来年以降については、消防設備の点検業務、そちらのほうにこちらのシャッターの点検も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 2番目のほうの今後定期的に点検するということなのですが、今防災というのは非常に大事な時期、いろんな形の災害がありますので、学校だと特に防煙シャッターですから、火災のためのあれです。そういうものについては、やはり子どもの命を守るという点ではしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 本件についても討論は省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 質問させていただきます。

今回湧水が減ったということで、仮設でやられるということだと思っておりますけれども、今後の対策をどのように考えているのかを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） ニセコ町地区の湧水が今減少しているということで、今後の対応ということで、今ニセコ地区の水源はニセコアンヌプリスキー場のクワットリフトの横、50メートルほど上のほうに上流側に水源があります。あと、そのほかの近辺では湧水が湧いているところは近くではないということで、今ニセコ地区の水源は湧水のほかに配水池横で設置してある井戸ボーリングにより、供給量が多いときはそれをくみ上げて配水池に入れて供給しているという現状は、設置当時の昭和56年からずっとそういう状況で対応してきました。今その部分の井戸ボーリングの水も少ない状況が発生しておりますので、配水池近く、上流側、中央バスの敷地になりますが、その敷地内に新たに井戸ボーリングを掘削して水の供給量の対応をしたいと考えておりますが、地下水のことなので、まず掘ってみなければ分かりませんが、一応来年4月以降、今当初予算では計上していませんので、4月以降で補正対応しながら、その調査、あとボーリング掘削とか、あとそれに伴う、水が使用できるという判断になると今度管路の配管だとか設備もろもろという形で順次進んでいくかと思っております。以上、そういう井戸ボーリングの対応、新規で掘るということを考えているということでお答えします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） それは先日の説明で聞いているのですけれども、根本的な解決になるかどうかということなのです。取りあえず今は第2から、曾我から持って行って、取りあえずニセコ地区を間に合わせると。井戸水が足りなくなっているのです、その近くで掘ると。それが抜本的に、ずっと恒久的にできるかといったら、それもちよっと自信を持てる回答ではないと思います。今曾我の第2から持って行って水については十分量があるから持っていけるのだと思うのですけれども、第2自体の給水量が今使っている人たちに対して十分に賄える量なのか。でなければ今度第1からという話にもなりかねないという問題もあるので、一言では言えないと思います。全体的に考えてどうするかを考えなければいけないと思うのですけれども、それも含めて考えていると思うのですけれども、全体的に一時賄いではなくて全体的にどうするかということを含めて検討していただければということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

この際、議事の都合により午後3時まで休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第1号から日程第36 議案第22号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）の件から日程第36、議案第22号 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件までの22件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第15、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）でございます。

議案の8ページをお開きください。議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字中央通33番地外、名称、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、ニセコ町字中央通33番地、名称、株式会社キラットニセコ、代表者、代表取締役、小貫理。

3、指定する期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、平成13年6月に開設されましたニセコ駅前温泉綺羅乃湯は、運営会社として設立されました株式会社キラットニセコに運営を委託してございます。平成17年4月からは同社を指定管理者に指定いたしまして、今月末をもって第5期の指定管理が終わるという状況でござい

ます。

株式会社キラットニセコは、施設開設以来、地域からの雇用として現在4名の社員と11名のパートが雇用され、地域に根差した経営を行っております。公共温泉は全国的にも周辺自治体にあっても多額の運営費補填がなされる例が多い中、この綺羅乃湯は清潔感がある温泉施設として維持管理され、施設管理費用の節減対策など改善を施してきておりますが、これまで原油価格の変動が経営に大きな影響を与えていることから、令和元年度にマイクロコジェネレーションを導入し、管内のLED照明で使用する電力の供給や設備から発せられる排熱を給湯の加温に利用することで電力と重油の削減を図っております。また、新たな温泉井戸からの温泉により利用者にも楽しんでいただいておりますけれども、繁忙期は休みなしの営業により利用者の確保に努めるなど、キラットニセコの経営努力により健全な経営を続けている状況であります。このような状況の中、株式会社キラットニセコでは、綺羅乃湯の設置目的の一つが様々な交流に供することです。これまで地場産品の販売拡大に取り組み、成果を上げているほか、自ら企画し、綺羅乃湯まつりやフリーマーケット、ハロウィン落書きコンテストの開催、冬にはシーニックイベント事業と称して雪像でお客をお迎えする取組は、地元住民と共同で実施することにより、駅前地区の活性化はもとよりニセコ町全体の活性化、様々な交流の創造に大きく貢献しております。

これらを考慮いたしまして、令和2年2月25日、これまで3年間であった期間を5年間としたい旨、株式会社キラットニセコと協議し、町長よりニセコ町指定管理者選定委員会に諮問を行いました。この委員会での審議の結果、株式会社キラットニセコはニセコ町駅前温泉綺羅乃湯の指定管理者として管理運営を優良に行い、諸問題に適切、効果的に対応して、施設の管理運営のほかに地域経済に対して大きな貢献をしている実績があることから、指定管理期間を5年間として引き続き担うことが適当であるとの答申が2月25日にございまして、それに沿って今回議案をご提案するものでございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）でございます。

議案の10ページでございます。議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字本通105番地10外、名称、ニセコ町学習交流センター。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、ニセコ町字本通105番地、名称、特定非営利活動法人あそぶっくの会、代表者、理事長、田中良子。

3、指定する期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、学習交流センターあそぶっくは、平成15年4月の開館以来、あそぶっくの

会に運営を委託してございまして、平成20年度からは当あそぶっくの会が特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人として登記したことに伴いまして、指定管理者に指定して管理運営を行ってございます。

この間、図書に対する住民のニーズの把握や高齢者に配慮した大きな文字の図書の導入提案、さらに新書情報を的確に得るなど、同施設の図書の充実に真摯に取り組んでございます。また、各種イベントやボランティア活動、ニセコハイツ訪問であるとか学校の訪問、あそぶっくクラブなどを積極的に開催するなど、幼児から高齢者まで幅広い層の町民に親しまれ、喜ばれる活動を進めてございます。また、前回指定管理者に指定された平成29年度以降、入館者数、図書貸出し冊数は微増あるいは着実に伸びている状況でございます。学習交流センターの目的といたします知識、情報に対する様々な要求、これに対応した人づくり、文化の拠点となる施設を目指す観点から、これらの活動、運営の実績は高く評価されると考え、NPO法人あそぶっくの会を引き続き指定管理者として指定することが当該施設の設置目的を効果的かつ個別的に達成できると考えられます。

こういったことを考慮いたしまして、令和2年2月25日にこれまで3年間であった期間を5年間としたい旨、NPO法人あそぶっくの会と協議し、町長及び教育長よりニセコ町指定管理者選定委員会に諮問を行いました。同委員会で審議の結果、2月25日に答申がございまして、ニセコ町学習交流センターについては開館以来あそぶっくの会が運営を行い、図書の充実もちろんのこと、イベントや文化活動の発表の場として作品展示を行うなど、積極的に地域住民との交流を行い、施設の利用を推進し、町民にも定着させた実績があることから、引き続き担うことが適当であるとの答申に従って、今回この議案をご提案するものでございます。

議案第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第3号 第5次ニセコ町総合計画の変更についてでございます。

議案の12ページをお開きください。議案第3号 第5次ニセコ町総合計画の変更について。

第5次ニセコ町総合計画に係る基本計画をニセコ町まちづくり基本条例第37条により別紙のとおり変更したいので、ニセコ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

その下に提案理由を載せてございますので、読み上げます。提案理由、平成24年4月から令和6年3月までの12年間を計画期間とする第5次ニセコ町総合計画については、的確な進行管理を行うため、町民意識調査を4年に1度実施し、その評価内容により見直しを図ることとしています。また、本年策定作業が行われております第2期ニセコ町自治創生総合戦略及び国土強靱化地域計画、昨年度策定されたニセコ町環境モデル都市第2次アクションプラン及びニセコ町SDGs未来都市計画などについて第5次計画における重要な施策として双方の整合を図るため、今回変更手続を行うものでございます。

議案の13ページ、14ページには第5次ニセコ町総合計画のニセコ戦略ビジョン（基本計画）を掲載してございます。

見直しした点について別冊の説明資料、こちらによりご説明をさせていただきますので、ご用意

をお願いいたします。別冊の説明資料の1ページが見直し後、裏の2ページが見直し前となっております。1ページを御覧いただきたいというふうに思います。総合計画は、表の左上にありますニセコビジョン、基本構想と表の中央に11個の戦略ビジョンとして記載している基本計画が議決事項でございます。今回の見直しでは、中央に記載しております基本計画で、色つき下線部分を変更してございます。主に前回の第1次見直し以降に策定された重要な別の計画について、それらを総合計画に反映したものとなっております。

まず、1点目は、3のビジョン、資源やエネルギーを地域内で上手に使いながら平成30年度に策定されたニセコ町環境モデル都市第2次アクションプランで掲げた目標を反映させ、総合計画とアクションプランの整合性を図りました。加筆した部分は、下線を引いた「住民一人当たりの経済活動の活性化と温室効果ガス排出抑制の両立を図ることにより、」となります。

次に、2点目は、今年度策定されましたニセコ町国土強靱化地域計画により、国土強靱化と地域防災力を強化し、予防から発生後の対策まで一貫した地域づくりを進めることとし、10のビジョン中の災害に強く、安心して暮らせる地域をつくり出すの中に反映しております。

次に、3点目は、平成30年度に策定したニセコ町SDGs未来都市計画において、これまでニセコ町まちづくり基本条例に基づいて実践してきた情報共有と住民参加による取組をさらに磨き上げ、持続可能なまちづくりとSDGsのゴール達成に向けた取組に果敢にチャレンジするものとして、この観点から、一番下になります11のビジョン、住民みんながまちづくりを考え、活動しますの中に具体的に反映しております。

最後に、4点目は、今年度策定した第2次ニセコ町自治創生総合戦略において、新たに関係人口の創出により地域活動への参加も得ながら、住民自治活動の担い手を育成していくとの観点を加えたことから、11のビジョン、住民みんながまちづくりを考え、活動しますの中に具体的に反映してございます。

それでは、議案の12ページにお戻りください。下段の町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第36条、計画過程等への参加による町民参加等については、ニセコ町総合計画見直し検討委員会を3回開催、令和元年6月には町民意識調査（アンケート）を実施し、590人の回答を得ております。令和2年2月5日から2月19日には、総合計画改定案の縦覧を行っておりますが、この間まちづくり懇談会における意見徴取や2月10日にはまちづくり町民講座における意見徴取を行っております。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第4号 財産の無償譲渡についてでございます。

議案の16ページをお開きください。議案第4号 財産の無償譲渡について。

次の普通財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

記、1、譲渡する財産、平成15年度、平成16年度に字ニセコ、字曾我及び字東山に整備した光ファイバー設備一式及び附属設備一式。

2、譲渡の相手方、所在地、札幌市中央区大通西14丁目7番地、名称、東日本電信電話株式会社

北海道、代表者、北海道事業部長、高橋庸人。

3、無償譲渡の目的、ニセコ町は人口密度が低く、通信会社が自社での通信インフラ整備に消極的なことから、情報格差解消のため、町が通信インフラの主体となり、平成15、16年度（第1期）及び平成22年度（第2期）に光ファイバー網を町内に整備しました。しかし、町内に光ファイバー利用者が増え、その移設や新設に伴う町負担の工事費も増え、役場内部の事務処理も増加していること、通信会社としても収支が合う見込みとなったことから、本来の情報通信事業者が管理すべきエリアと判断し、通信会社に譲渡するものです。

4、譲渡の開始時期、令和2年7月1日から。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにも別冊の説明資料3ページの資料2を御覧ください。こちらに財産の無償譲渡における譲渡財産の内容を記載してございますので、御覧いただければというふうに思います。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の18ページとなります。議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

19ページをお開きください。下段、提案理由でございます。読み上げます。会計年度任用職員制度の実施に伴い、国際交流員及び外国語指導助手の任用時のサービスの宣誓について全国統一の取扱いとする必要があり、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓については別段の定めとするため、本条例を提出するものでございます。

改正の内容につきまして別冊で新旧対照表をお配りしておりますので、こちらにも御覧いただきたいというふうに思います。新旧対照表、左側が現行で右側が改正後となります。提案理由でご説明しましたとおり、第2条に2項として加えます一部改正となっております。

議案19ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしております。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第6号に入ります。

議案の20ページを御覧ください。議案第6号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

21ページ中段を御覧ください。提案理由でございます。読み上げます。本条例につきましては、

過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき地域の自立促進に資することを目的として、製造の事業、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する設備を新設し、または増設した者に対して固定資産税の課税の免除を行うものであり、適用要件は、上記事業のうち生産設備等を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超えるもので、かつこれによって増加する雇用者の数が10人以上のものとして規定しております。近年地方創生の取組などにより、ニセコ町内において製造業などの進出案件が増加しつつある中で、本条例による適用の相談が増加しております。雇用者増加要件については、平成23年度制定当時にニセコ町独自の基準として10人以上と設けたものでありますが、北海道産業振興条例に基づく助成措置の活用も併せて進める上で、市町村と連携して助成する条件メニューの場合、北海道の雇用増加要件が5人以上となっているため、条件に差があり、ニセコ町で該当にならない場合には北海道の助成も受けられないこととなります。そこで、北海道の雇用超過要件と一致させるために雇用増加要件を5人へ改正することで一層企業誘致の促進と地域の活性化を図るものでございます。

こちらにつきましても新旧対照表の1ページに改正部分を記載してございますが、こちらも提案理由に説明をいたしました。固定資産税の課税の特例に関する課税免除の範囲について雇用者増加要件を10人以上から5人以上に改正することにより、企業誘致の促進と地域の活性化を図ります。

議案の21ページ戻っていただいて、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

また、条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、まちづくり基本条例54条による町民参加等については、記載のとおり内容の公表、縦覧を行い、意見はございませんでした。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第7号でございます。

議案の22ページをお開きください。議案第7号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

23ページの下段に提案理由がありますので、読み上げます。行政手続オンライン化法の一部改正が令和元年12月16日に施行され、題名の改称、新規の条の追加に伴う条ずれがあり、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

この内容についても別冊の新旧対照表、こちらの2ページを御覧いただきたいというふうに思います。2ページの一番上、議案第7号の部分でございます。第6条の2項中、行政手続オンライン化法の改正に伴い、題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」への改正と、新規の条の改正に伴いまして「第3条第1項」を「第6条第1項」へと改める改正でございます。

議案の23ページにお戻りいただきまして、附則でございます。施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月16日から適用いたします。

また、条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、まちづくり基本条例54条第1項第1号に

該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第8号でございます。

議案の24ページをお開きください。議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら提案理由を読み上げます。25ページの下段を御覧ください。提案理由、老朽化した西富地区町民センターの建て替え工事に伴い、新しい施設の使用料金を設定し、ニセコ町西富地区町民センター設置及び管理に関する条例に規定することから、従来の使用料を規定しているニセコ町使用料等徴収に関する条例から削除するため、本条例を提出するものです。

こちらにつきましても新旧対照表の1ページを御覧ください。議案第8号の部分ですが、ニセコ町西富地区町民センターにつきましては新たに設置及び管理に関する条例に規定することから削除し、それに伴う号の繰上げの改正となっております。

議案の25ページに戻っていただいて、附則ですが、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

町民参加の状況ですけれども、こちらまちづくり基本条例第54条第1項第1項に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続いて、日程第23、議案第9号について説明をいたします。

議案の26ページでございます。議案第9号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例。

ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら提案理由、27ページの下段に記載しておりますので、読み上げます。提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人であっても意思能力を有する場合は登録が可能になるなど登録資格の見直しを行うため、本条例を提出するものです。

こちら新旧対照表の4ページに記載してございます。4ページの一番上、議案第9号の部分でございますが、第2条第2項第2号中、成年被後見人であっても意思能力を有する場合は登録が可能になる登録資格の見直しの改正となっております。

議案27ページに戻って、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

下段のニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等についての状況ですが、関係法令の改正に伴う条例改正のため、住民参加の手続を要しないとしてございます。

続きまして、日程第24、議案第10号について説明をいたします。

議案の28ページでございます。議案第10号 ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例。

ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

提案理由でございますが、30ページをお開きください。30ページの上段になります。提案理由、老朽化した西富地区町民センターの建て替え工事に伴い、新しい施設の使用料金を設定すること、また管理上の規定をニセコ町民センターと同様にするため条例整備を行うため、本条例を提出するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照表の4ページから5ページにかけてを御覧いただきたいというふうに思います。新旧対照表、議案第10号の4ページになります。まず、題名をニセコ町西富地区町民センターの設置及び管理に関する条例に改めます。

第2条の次に第2条の2として、西富地区町民センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする使用時間の条を加えます。

第6条の使用料を改めます。使用の承諾を受けた使用者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。ただし、町又は町の機関及び町内における社会教育関係団体が使用するときには使用料を徴しない規定となっております。

また、第6条の2では、使用者が自治会活動を目的とした場合等における免除規定となっております。

第7条の次に第7条の2として、目的外使用の禁止の条を加えます。

次に、附則の次に第6条で規定した別表を加えます。ニセコ町西富地区町民センターの1時間当たり基本料金を500円とします。備考には、1として、使用時間には準備及び後片づけ時間を含む。2として、暖房の使用料は基本使用料の130%の額を徴収。3として、営利を目的として使用する場合は、基本料金の200%の額を徴収する。4として、冠婚葬祭に使用する場合は1日当たり駐車場を含んで5万円として、除雪経費は使用者の負担といたします。

議案の29ページ戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

30ページ、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等につきましては、記載のとおり内容の公表、縦覧を行い、特に意見はございませんでした。

議案第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第25、議案第11号でございます。

議案の32ページをお開きください。議案第11号 ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

33ページを御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。33ページ中ほどからでございます。読み上げます。農業委員会等に関する法律の改正法案が平成27年8月28日に可決、同9月4日に公布され、農業委員の選出方法については、選挙制度の廃止に伴い、農業団体等からの推薦や公募により候補者選考し、議会の同意を得た上で市町村長が任命することとなりました。本町においても、前回改選時である平成29年に定数を10人から13人に増員し、農業者委員10人、中立委員3人の計13人で委員活動を推進してきました。現在委員の受け持つ担当地区が9地区あり、統括者を含む10人の農地調整を行う委員が必要であり、農業者委員については現状の10人のまま運営していく必要があります。一方で、現行法では農業者以外の委員の参画が求められておまして、ニセコ町では以前の選任委員数である3人を中立委員として運営してきましたが、前回応募の際に、毎月の総会や研修会等により時間的拘束が多いことから、中立委員の選出に苦慮しました。また、前回公募時に推薦がありました後志農業共済組合が組織改編のため広域化し、みなみ北海道農業共済組合となり、組織推薦を提出することがなくなったことを合わせて、委員体制の最適化を図り、さらなる農地等の利用を進めるため、農地委員10人、中立委員2人の計12人が妥当であると判断したため、改正を行うものでございます。

こちらにも新旧対照表を6ページに記載してございます。6ページの一番上になります。これにつきましても農業委員の定数、第2条中「13人」を「12人」に改める改正となっております。

議案の33ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日又は農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により在任するニセコ町農業委員会の全員が退任する日の翌日のいずれか遅いほうから施行いたします。

議案の33ページの下段には、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等については、記載のとおり内容の公表、縦覧を行いまして、特に意見はございませんでした。

議案第11号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第26、議案第12号でございます。

議案の34ページをお開きください。議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例。

ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

35ページの下段に提案理由がございまして、読み上げます。民法の法定利率改正に伴う公営住宅法の改正により、条例の一部改正が必要なため、本条例を提出するものでございます。

こちらの改正の内容につきましても新旧対照表の6ページでございます。6ページの中ほど、議案第12号の部分でございますが、先ほどの提案理由の説明にありますとおり、町営住宅の明渡し請求の第38条第3項中「年5分」を「法定利率」に改めます。

議案35ページに戻っていただいて、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

下段のニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況ですけれども、関係法令の改正に伴う条例改正のため、住民参加等の手続を要しないとしてございます。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第27、議案第13号でございます。

議案36ページになります。議案第13号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例。

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

37ページの提案理由を御覧ください。読み上げます。本町は、これまで本条例により固定資産税を免除、減免する方法により民間資金を活用した集合住宅建設等の支援を行ってきました。これにより民間集合住宅の建設が一定程度促進され、本町の喫緊の課題であります住宅不足の解消に一定の成果を得ました。ただ、本条例は令和2年3月31日をもって失効いたしますが、依然として住宅不足やそれに伴う人材不足など人口増加圧力は解消されておらず、一方で住宅不足が要因となり、ニセコ町に居を構えることができず、近隣町村へ転出するケースが少なからず存在します。ニセコ町に住みたい、住み続けたいという希望をかなえるため、住宅の整備、確保が喫緊の課題であります。そこで、本条例の適用期間を2年間延長するものでございます。

こちら新旧対照表の7ページでございます。議案第13号でございます。固定資産税の減免の額及び期間、第7条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めます。

議案37ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

下段のこの条例改正に関する町民参加の状況でございますけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等については、記載のとおり内容の公表、縦覧を行い、意見は特にございませでした。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

続いて、日程第28、議案第14号でございます。

議案の38ページを御覧ください。議案第14号 ニセコ町幼児センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

39ページの提案理由、読み上げます。近年幼児センターにおいて長時間型の利用者数が増加し、短時間型の利用者数が減少しており、今後の利用状況を踏まえ、総定員を変えずに短時間型及び長時間型の利用定員を変更するため、本条例を提出するものでございます。

こちら新旧対照表7ページでございます。第3条中、短時間型の定員「70人」を「45人」に、長時間型の定員「110人」を「135人」に改めます。

議案の39ページ戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、記載のとおり内容の公表、縦覧を行い、特に意見はございませんでした。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

この際、議事の都合により4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 4時05分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第1号から日程第36 議案第22号（続行）

○議長（猪狩一郎君） 説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第29、議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊、横長の議案の49ページをお開きください。議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億2,899万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,117万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が50ページに、歳出を51ページに載せてございます。

続きまして、52ページから55ページの第2表、第3表は飛ばしていただきまして、56ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

57ページの歳出を御覧ください。一番下の歳出合計、今回の補正額4億2,899万7,000円減額の財源内訳について、国、道支出金8,870万5,000円の減、地方債では3億2,110万円の減、その他で2,739万

9,000円の減、一般財源では820万7,000円増額の構成でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。67ページを御覧ください。67ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金28万6,000円、現在使用しております人事給与システムについて会計年度任用職員制度の導入に伴うシステム改修が必要となることから、補正するものでございます。

4目基金積立金において社会福祉事業基金積立金22万円、社会福祉費への寄附を2件お受けしたことから、その同額を社会福祉事業基金に積み立てるため、補正するものです。次に、ふるさとづくり基金積立金では、延べ229名の方より合計2,208万3,000円のご寄附を受け、当初予算との差引き分1,008万3,000円を計上するもので、それぞれの基金への積立ての増額補正でございます。また、財源内訳について、各寄附金を充当したほか、国営事業客土材売払収入の増額により一般財源からその他に122万5,000円を充当変更してございます。

6目企画費、8節報償費のふるさとづくり寄附金返礼80万円では、当初見込み以上のふるさとづくり寄附をお受けしたことから、気持ちの品返礼に要する費用を補正するものです。

8目の自治創生費については、過疎債ソフトの追加配当によりまして、自治創生事業分の財源内訳について一般財源から地方債に150万円の充当変更となります。

17目の職員給与費については、北海道からの派遣職員について自治体が負担する人件費の一部について給与実績に基づく負担金が確定し、予算不足となる見込みであるため、42万7,000円の計上です。また、財源内訳について、一時保育料74万7,000円をその他に充当しております。

20目の庁舎等整備費、15節工事請負費の役場庁舎・防災センター建設工事については、建設ラッシュ等の要因で全国的に施工時期が重なり、くいの製造に遅れが生じたことから、当初予定しておりました1階及び2階の躯体工事を令和2年度に持ち越すこととしました。これによりまして令和元年度分の出来高が減り、建設工事費が減額する見込みであるため、現計予算額7億5,285万3,000円に対して4億4,496万3,000円減額補正をするものです。あわせて、財源内訳につきましても起債や補助金などの執行見込みを精査し、減額充当してございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費において、68ページになりますが、13節の委託料では通知カード・番号カード発行委託料85万6,000円の計上です。こちらは、令和元年6月4日に開催されましたデジタルガバメント閣僚会議において、令和4年度中にほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを想定し、補助金の対象経費を拡大するなど推進体制の強化を進めております。これに伴い、マイナンバーの関連予算が増え、通知カード、番号カード発行委託料が増額する見込みとなったことから補正するものです。なお、本事業は10分の10補助となるため、歳入歳出同額の補正計上でございます。

69ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金の羊蹄山ろく発達支援センター事業負担金12万5,000円では、当初見込みより利用件数の増加による補正でございます。次に、羊蹄山麓障害支援区分認定審査会負担金2万2,000円では、審査会事務局に係る人件費の増額による補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童措置費、23節償還金利子及び割引料の補助金等返還金2,000円は、平成

30年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金について、額の確定に伴い国からの超過交付が発生したため、返還金を補正するものでございます。

70ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金1,020万円の減額補正は、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するものです。

71ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、事務費の確定により一般財源から道支出金に242万6,000円の充当変更となります。

3目の農業振興費、23節償還金利子及び割引料の補助金等返還金52万6,000円は、平成30年度、青年就農給付金において経営開始型交付計画の変更により道からの超過交付が発生したため、返還金を補正するものです。

6目農地費、25節積立金の国営緊急農地再編整備事業基金積立金では、後年の償還に備え、計画的に財政負担の平準化を図ることから1,000万円の増額補正となっております。

72ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費は、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業への追加の起債充当によりまして、観光費事業分の財源内訳について一般財源から地方債に1,530万円の充当変更となります。

73ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、4目の道路新設改良費では、町道羊蹄近藤連絡線歩道整備事業、町道曽我停車場線擁壁災害防止対策事業への追加の起債充当によりまして、道路新設改良事業分の財源内訳について一般財源から地方債に190万円の充当変更となります。

74ページは、9款消防費、1項1目消防費、19節負担金補助及び交付金では、羊蹄山ろく消防組合負担金116万5,000円、共済組合負担金の長期給付に係る費用の計上漏れにより、増額補正するものでございます。

75ページ、10款教育費、1項教育総務費、4目の教育諸費は、過疎債ソフトの追加配当により、教育総務費、教育諸費分の財源内訳について一般財源から地方債に500万円の充当変更です。

2項小学校費、1目学校管理費では、今冬小学校施設改修事業への追加の起債充当によりまして、小学校費、学校管理費の財源内訳について一般財源から地方債に520万円の充当変更となります。

3項中学校費、2目教育振興費の19節負担金補助及び交付金では、各種大会出場経費補助15万1,000円、ニセコ中学校の生徒が部活動を通じた各種大会への参加費等を補助しておりますが、今年度全道大会や全国大会への進出など追加費用が発生したことにより予算が不足する見込みであるため、補正するものでございます。

4項高等学校費、3目教育振興費では、過疎債ソフトの追加配当によりまして高等学校費の教育振興費分の財源内訳について一般財源から地方債に800万円の充当変更となります。

5項幼児センター費、1目幼児センター費、11節需用費の燃料費で17万5,000円、幼児センターの暖房や給湯ボイラーで使用している灯油について燃料単価の高騰により予算が不足する見込みであるため、補正するものです。19節の負担金補助及び交付金では、施設型給付費負担金48万2,000円、こちらは私立認定こども園に給付しておりますニセコ町在住分の施設型給付費について、各園での処遇改善加算の決定や公定価格の改定によりまして給付費が増額となっていることから、補正する

ものです。23節償還金利子及び割引料の補助金等返還金60万4,000円では、平成30年度の子ども・子育て支援交付金について、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業一般型の額の確定に伴いまして国からの超過交付が発生したため、返還金を補正するものです。

6項社会教育費、2目の有島記念館費では、地域づくり総合交付金の交付内示があったため、財源内訳について一般財源から国道支出金に140万円の充当変更となります。

76ページになります。7項保健体育費、3目給食センター費、11節需用費の修繕料で24万2,000円の計上です。学校給食センターの修繕料について、電気回転釜やオーバースライダードアなど、見込み以上に調理機器や施設関連の修繕が発生しており、予算が不足する見込みであるため、補正するものでございます。また、学校給食センター増築機能向上事業への追加の起債充当により、財源内訳について一般財源から地方債に480万円の充当変更となります。

次に、予算書の52ページを御覧ください。52ページでございます。第2表、債務負担行為補正でございまして、役場庁舎・防災センターの建設事業について、令和2年度の限度額11億2,979万7,000円から4億4,496万3,000円増額の15億7,476万円に変更の設定でございます。債務負担行為の関係については、77ページに支出予定額と財源内訳を記載してございますので、御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、歳入について説明をいたします。58ページを御覧ください。58ページ、歳入、13款分担金及び負担金、1項負担金、2目の教育費負担金、2節の児童福祉費負担金では、緊急的な事由や育児負担軽減のために行う一時預かり保育について利用者が増え、当初見込みより収入が増える見込みであるため、74万7,000円増額更正するものです。

59ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金では、通知カード・番号カード発行委託料補助金85万6,000円、発行委託料が増額する見込みであることから、その財源となる国庫補助金を補正するもので、歳入歳出同額補正となります。次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金9,338万7,000円の減額補正でございます。こちらも役場庁舎・防災センター整備事業について当初予定していた1階及び2階の躯体工事を令和2年度に持ち越すことになり、併せて補助対象経費の出来高も減り、補助金が減額する見込みであるため、補正するものでございます。

60ページになります。16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の農業委員会等活動促進事業交付金では242万6,000円の増額です。農地利用最適化交付金の成果実績分について、実施状況報告に基づく交付決定を受けたことによる補正でございます。

6目教育費道補助金、3節の社会教育費補助金の地域づくり総合交付金140万円では、有島記念館で実施する地域の各種文化的資源を活用した地域振興事業に対して北海道地域づくり総合交付金の交付内示があったことから、補正するものです。

61ページ、17款財産収入、2項財産売払収入、2目の物品売払収入、4目土砂売払収入において、国営緊急農地再編整備事業実施における町有地からの客土材採取料及び購入費が確定したことに伴いまして122万5,000円の増額補正となっております。

62ページになります。18款寄附金、1項寄附金、2目1節指定寄附金では22万円、社会福祉費へ

の寄附を2件受けたことによる補正で、基金への積立てを行います。2節ふるさとづくり寄附金においては、延べ229名より合計2,208万3,000円のご寄附を受け、当初予算との差引き分1,008万3,000円の増額補正で、これらの収入についても基金へ積立てを行います。

63ページ、19款繰入金、1項基金繰入金、8目1節庁舎建設基金繰入金では4,020万円の減額補正です。役場庁舎・防災センター整備事業について当初予定していた1階及び2階の躯体工事を令和2年度に持ち越すこととなり、公共施設等適正管理推進事業債の対象経費が減り、起債充当されない10%分の基金繰入金も減額する見込みであるため、補正するものでございます。

64ページになります。20款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金は、歳入歳出予算の収支均衡を図るため820万7,000円の計上です。

65ページ、21款諸収入、5項4目23節雑入の青年就農給付費返還金52万6,000円、平成30年度の青年就農給付金について、経営開始型交付計画の変更により超過交付が発生したため、対象者からの返還金を補正するもので、同額を歳出補正して給付金の返還を行います。

66ページ、22款1項町債、1目総務債、1節総務管理債は、役場庁舎・防災センター整備事業債3億6,320万円の減額補正です。こちらも当初予定していた事業について令和2年度に持ち越すこととなり、起債も減額する見込みであるため、補正するものです。

2目衛生費、1節保健衛生費では、合併処理浄化槽整備事業債40万円、6月定例会で予算措置しました合併処理浄化槽の整備補助金の増額分について過疎債を充当できる見込みとなったことから、補正するものです。

3目の商工債、1節商工債は、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯整備事業債1,530万円、10月専決処分及び12月定例会で予算措置した綺羅乃湯施設改修工事の増額分について過疎債を充当できる見込みとなったことから補正するもので、加えて1月専決処分です予算措置いたしましたキュービクル等の設備改良工事についても緊急防災・減災事業の充当が見込まれるため、増額補正をいたします。

4目の土木債、1節道路橋梁債の町道羊蹄近藤連絡線歩道整備事業債20万円では、町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備における舗装材の材料を変更したことによりまして、事業費の増加分について辺地債を充当できる見込みとなったことから、補正するものです。また、町道曾我停車場線擁壁災害防止対策事業債170万円では、9月定例会で予算措置した町道曾我停車場線の擁壁補修設計について緊急自然災害対策事業債が充当込みとなるため、補正するものです。

6目教育債、1節学校教育債の近藤小学校施設改修事業債520万円については、近藤小学校施設の改修工事において工事の補助対象経費が減額する見込みとなったこと、それから8月及び10月専決補正で予算措置しました工事費の増額分について過疎債を充当できる見込みとなったことから、補正するものでございます。2節の保健体育債の学校給食センター増築機能向上事業債480万円は、9月定例会で予算措置した学校給食センター増築工事の実設計について過疎債を充当できる見込みとなったことから、補正するものです。

7目の過疎地域自立促進特別事業債では、過疎債ソフトの借入れについて限度額超過分の2次申請として1,450万円が配当見込みとなったことから、増額補正するものです。歳出で説明したとおり、追加配当額1,450万円を既存事業の財源として充当しております。

53ページにお戻りください。53ページは第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました各起債の限度額の追加及び変更に関する補正を行うものでございます。追加では、町道曾我停車場線擁壁災害防止対策事業については限度額170万円、その下、学校給食センター増築機能向上工事については限度額480万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。次に、変更として、役場庁舎・防災センター整備事業については変更前の限度額6億5,810万円を2億9,490万円に変更、54ページになります。合併処理浄化槽の整備事業については変更前の限度額110万円を150万円に変更、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業については変更前の限度額2,160万円を3,690万円に変更、変更後の利率、償還の方法については記載のとおり変更となっております。町道羊蹄近藤連絡線歩道整備事業については変更前の限度額1,160万円を1,180万円に変更、55ページになります。近藤小学校施設改修事業については変更前の限度額6,810万円を7,330万円に変更、過疎地域自立促進特別事業については変更前の限度額4,230万円を5,680万円に変更、変更する6事業のうち、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設の整備事業を除く5事業については変更後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、78ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

議案第15号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第30、議案第16号について説明をいたします。

議案79ページになります。議案第16号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。令和元年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,976万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。80ページには歳入歳出予算補正の歳入、歳出を81ページに載せてございます。

82ページの第2表を飛ばしていただきまして、83ページ、84ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を載せてございます。

84ページの歳出を御覧ください。今回の補正額10万円の増額の財源内訳は、全て一般財源となっております。

歳出から説明をいたします。87ページを御覧ください。

87ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の時間外勤務手当については、漏水事故や施設点検への対応など時間外勤務が例年よりも多く発生し、予算が不足して

いることから、10万円の増額補正となります。

次に、歳入、85ページとなります。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、簡易水道会計の歳入歳出による収支均衡を図るため、一般会計繰入金1,020万円の減額補正となります。

続きまして、86ページになります。6款町債、1項町債、1目1節簡易水道事業債、配水管更新事業では1,030万円、9月の定例会で予算措置しました宮田地区配水管更新工事について辺地債及び簡水債を充当できる見込みとなったことから補正するもので、辺地対策事業債では510万円、簡易水道事業債で520万円となります。

次に、82ページを御覧ください。82ページ、第2表の地方債補正でございます。今ほど歳出で説明いたしました起債の変更分に関する補正を行うものでございます。簡易水道事業債については、変更前の限度額3,760万円を4,790万円に変更いたします。変更後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、88ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

なお、本補正予算の各会計総括表及び歳入歳出の内訳、補正予算には枠組みにつきましては、こちらも別冊でお配りしております補正予算資料ナンバー4を御覧いただきたいというふうに思います。

議案第16号に関する説明は以上でございます。

それでは、日程第31、議案第17号 令和2年度ニセコ町一般会計予算について説明をいたします。あしたにかけての少し長丁場となりますが、よろしく願いいたします。

ニセコ町各会計予算の1ページをお開きください。議案第17号 令和2年度ニセコ町一般会計予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和2年3月10日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは最初に、令和2年度予算の全体像でございますけれども、こちらも別冊でお配りしてお

ります予算に関する参考資料という資料をご用意お願いいたします。参考資料のまず1ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度の各会計の予算総額は71億8,080万円でございまして、前年度比11億8,270万円、率にして19.7%の増額となっております。なお、一般会計は64億2,000万円、前年度比10億7,000万円、20%の増額でございます。令和2年度につきましては、役場新庁舎・防災センターの完成に向けて工事が本格化することから、前年に比べて大幅な予算増となっております。

2ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の歳入の概況ですけれども、表の右側で各歳入項目の予算構成比、一番右側に予算構成比というふうに記載がございます。その予算構成比では、1の町税の割合や11の地方交付税の割合が減少しており、一方で大型公共事業の実施状況に伴い、15の国庫支出金、19の繰入金において割合が超過しているほか、22の町債においては割合が大きく増加しております。町税や使用料、手数料などを合わせました自主財源の割合は29.3%となっております。

続きまして、13ページをお開きください。13ページ、一般会計の歳出の合計欄の右隣に増減額、増減率と記載がございます。歳出の性質別の状況を掲載しておりますけれども、合計の増減額と増減率を御覧ください。特徴といたしましては、人件費において会計年度任用職員制度の開始に伴う関係経費の移行や期末手当の計上、それから地域おこし協力隊の増員など、前年度比24.2%、2億2,286万5,000円の増額となっております。扶助費、公債費を含めた義務的経費は11.9%、2億1,959万4,000円の増ということになっております。物件費について、賃金では会計年度職員制度への移行により皆減、委託料ではSDGs推進事業の拡充により12%、4,819万6,000円の増、備品費では新庁舎の備品整備により393%、6,424万3,000円の増となっております。その他については、会計年度任用職員制度の開始により従来の臨時職員に係る社会保険料を人件費に計上することとなりますので、27.2%、5,099万6,000円の減となっております。維持補修費、補助費等を含めた経常経費の全体では1億6,889万1,000円の増となっております。続きまして、普通建設費は役場庁舎・防災センター整備事業を昨年度は単独事業として予算計上いたしましたが、補助事業に移行したことによる増減、それから令和2年度の工事費が増額となることに伴い、補助事業費で475.9%、14億9,366万8,000円の増、単独事業債では70.1%、5億7,494万2,000円の減となり、普通建設費全体では81.1%、9億1,872万6,000円の増となります。災害復旧費については計上額の見直しとして前年に比べて減額、積立金ではふるさとづくり基金や森林環境譲与税基金の増額によりまして66.9%、838万6,000円の増、繰出金については9.1%、2,579万6,000円の減となります。

次に、38ページを御覧ください。38ページ、基金の状況でございます。令和2年度見込み、取崩し額では一般会計で合計5億5,682万2,000円の基金の取崩しを計上しております。これにより、基金残高としては9億9,962万5,000円余りとなることを予定しておりますけれども、これは当初予算上でありまして、予算の効率的な執行や財源の確保に努力いたしまして基金の取崩しを最小限となるように執行したいと思っております。なお、令和元年度当初予算においては4億4,000万円余りの基金取崩しを予定しておりましたが、決算見込みでは庁舎建設基金、ふるさとづくり基金のほか、公共施設整備基金、財政調整基金において一部の基金を繰入れする見込みであり、一方でお受けいたしましたふるさとづくり寄附金の基金積立てや将来の負担に備えた国営農地緊急整備基金

への積立て、さらには現庁舎側の外構工事分として庁舎建設基金などに積立てを行う見込みです。なお、実際の基金繰入れや積立てにつきましては、今後の決算状況に応じながら調整を行い、財政の健全化を保ちつつ、将来にわたって持続可能な財政運営を確保いたします。

それでは、令和2年度予算の詳細について説明をしておりますけれども、新年度の当初予算ということでもありますので、全部説明するのは時間的に足りませんので、新しい事業でありますとか大きな変更があったものを中心に説明をしております。なお、全体的に言えることですが、各施設の光熱水費の増減ですとか時間外手当の増減、公用車の車検整備の増減等の経常的な経費については説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほどのこちらの白い冊子の予算書に戻っていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 本日はこれにて延会します。

なお、明日3月11日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦勞さまでした。

延会 午後 4時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)